## 4022年人権週間ギャラニ

# 得る時常

百年の問い 全国水平社と真宗大谷派







2022年12月6日(火)~26日(月) 期間

9時~16時 時間

真宗本廟(東本願寺)参拝接待所ギャラリー1階 会場

谷元 昭信 氏(元部落解放同盟中央書記次長) 監

内田 龍史 氏(関西大学社会学部教授)

お問合せ 真宗大谷派(東本願寺)解放運動推進本部

**2** 075-371-9247

HP https://jodo-shinshu.info/kaisui/



【公開シンポジウム「誇り得る時が来た」】

日時 2022年12月22日(木)14時~16時30分 会場真宗大谷派宗務所3階議場

パネリスト 谷元 昭信 氏

内田 龍史 氏

訓覇 浩氏(三重教区金藏寺住職)

コーディネーター 阪本 仁 解放運動推進本部本部委員

### 開催にあたって

2020年から2022年、真宗大谷派の解放運動の歩みは大きな節目を迎えています。2020年は、武内了温師が阿部惠水寺務総長に招聘され、大谷派教学部出仕となって100年。また2021年は、真宗大谷派解放運動推進本部の前身といえる「社会課」が設置されて100年の年でした。そして、2022年3月3日は、全国水平社創立大会から100年に当たります。私たち真宗大谷派にとって全国水平社創立は、同じ教えを聞く門徒衆からの初めての「糾弾」とも言えるでしょう。「水平社宣言」の中には、「人間を尊敬する事によって自らを解放せん」とあります。水平社が不合理なる差別を除くための合理的(解放)運動の可能性を見出して全国水平社を創立させたということであり、それは真宗大谷派に対して部落差別問題への取り組みの内実への批判として受け止めるべきだと思います。

この100年の歩みの中で、何を成し遂げ、何が課題として残されているのかを確かめたく、「百年の問い―全国水平社と真宗大谷派―」をテーマに、3回シリーズでギャラリー展を開催してきました。1年目は「全国水平社の歩み」と題し、リバティおおさかからパネルをお借りし、全国水平社の創立から消滅まで、水平運動の歴史について学びました。2年目は「全国水平社創立と社会課設置」と題して、全国水平社が創立していく近代の社会的要因をたずねつつ、時を同じくして、大谷派教団内に宗務機構として設置された社会課の役割について考えてきました。

シリーズ最後となる今年は、戦後の部落解放運動と真宗大谷派の部落差別問題への取り組みに焦点を当てて、シリーズの総括として、差別問題に取り組む主体の確立について考えます。

水平運動の源として、「水平社宣言」の中に「エタである事を誇り得る時がきたのだ」と謳われています。これは、被差別当事者が身元を隠すことなく、その人のままで社会的に何ら不利益を被らない社会の実現を目指す言葉です。この言葉は被差別当事者の言葉として認識されてきました。しかし、差別問題に取り組む主体の形成を考えるときに重要な示唆を与えてくれる言葉でもあります。それは、それぞれを「誇り得る」人間と見出し、尊敬し合う関係の構築こそが主体形成に繋がることに他ならないからです。

しかしながら、現実の社会に目を移せば、被差別部落民に対する結婚差別や差別事案は根強くあり、過去帳閲覧禁止を1971年から取り組みながらも過去帳の開示の事例は後を絶ちません。また、情報化社会の進展に伴い、顔が見えない陰湿巧妙な差別事件が横行し、被差別部落へのマイナスイメージの刷り込み、差別扇動や身元暴きが続いています。

私たち真宗大谷派は、同朋会運動をいのちとする教団です。かつてその意味を糾弾によって問われ、何度も歩み直してきました。いまだ道半ばであるかもしれません。しかし、この度のギャラリー展が、あらためて人間を尊敬する事を基本とし、それぞれが誇り合える時代の到来に向けて、同朋教団としての具体的な歩みへの機縁となることを願います。

本展の開催にあたり、所蔵者をはじめ、関係諸機関、関係諸氏のご協力、ご助言に加え、展示協力をいただきました。ここに記して、心より御礼申し上げます。

(五十音順·敬称略)

朝日新聞社 大阪人権博物館(リバティおおさか) 解放出版社 解放新聞社 解放新聞社大阪支局 高知新聞社 国立公文書館 故仁保芳男 故松本龍 ツラッティ千本 部落解放同盟中央本部 部落解放同盟福岡県連合会 柳原銀行記念資料館 リバティおおさか ABDARC BURAKU HERITAGE TV MAN UNION INC.

### 参考資料

京都市『人権に関する市民意識調査報告書』

(京都市文化市民局〈らし安全推進部人権文化推進課、2019年) 佐賀市「人権に関する3つの法律を知っていますか?」

(佐賀市人権·同和行政政策男女参画課、2022年)

同和行政史編集委員会編『同和行政史』(総務省大臣官房地域改善対策室、2002年) 同和関係寺院協議会『真宗大谷派における部落差別問題実態調査報告書』(2009年) 友永健三『部落解放を考える 差別の現在と解放への探求』(解放出版社、2015年) 奈良県「パンフレット』人権に関する新しい法律を知っていますか?』」

(奈良県市町村人権·同和問題啓発活動推進本部連絡協議会) 部落解放同盟中央本部編『写真記録 部落解放運動史 全国水平社創立100年』

(解放出版社、2022年)

部落解放同盟中央本部編『写真記録 全国水平社70年史』(解放出版社、1992年)部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会

『部落解放への軌跡―部落解放基本法制定を求めて―』(解放出版社、1987年) 法務省人権擁護局『部落差別の実態に係る調査結果報告書』(2020年) 栗東市「パンフレット『部落差別解消推進法が施行されました』」(栗東市人権政策課、2020年)

- \*本展示内の日付は、1872(明治5)年12月までは陰暦によります。
- \*パネル内に表記される「同和」の用語に関して、固有名詞や歴史資料の表記については、そのままに掲載しています。
- \* 著作権の関係から、一部資料をご覧いただくことができません。ご了承ください。

### 第1部 戦後の部落解放運動

1922年3月3日に創立された全国水平社は、1942年1月20日に国家総動員の戦争体制のもとで法的に消滅した。日本人権史上における輝かしい足跡とともに最終的に戦争への協力という痛恨の歴史を刻んだ。

1945年8月15日の敗戦直後から、水平社運動の再建協議がすすめられ、1946年2月19日に松本治一郎を委員長にして部落解放全国委員会が結成され、1955年8月に部落解放同盟と改称して現在に至っている。

戦後の部落解放運動は、日本国憲法(1946年11月3日公布)や世界人権宣言(1948年12月国連総会採択)を活用し、非差別・平等と民主主義を求めて、1950年代から部落解放国策樹立運動を展開した。しかし、政府の「部落問題は解決済み」という姿勢と「寝た子を起こすな」という根強い社会意識の二大障壁のために、苦難を極めた。

1965年8月に出された同和対策審議会答申は、これまでの政府の姿勢を180度転換させるという画期的な方向性を示した。すなわち、〈部落差別の厳存〉を認め、部落差別問題の解決は〈国の責務〉 〉であり〈国民的課題〉であるとして、問題解決への総合政策と立法措置の必要性を謳いあげた。

爾来、1969年7月から2002年3月末まで、同和対策事業にかかわる「特別措置法」時代の同和行政が33年間にわたって実施され、被差別部落の環境は大きく改善されたが、部落差別そのものは現在も未解決のままである。

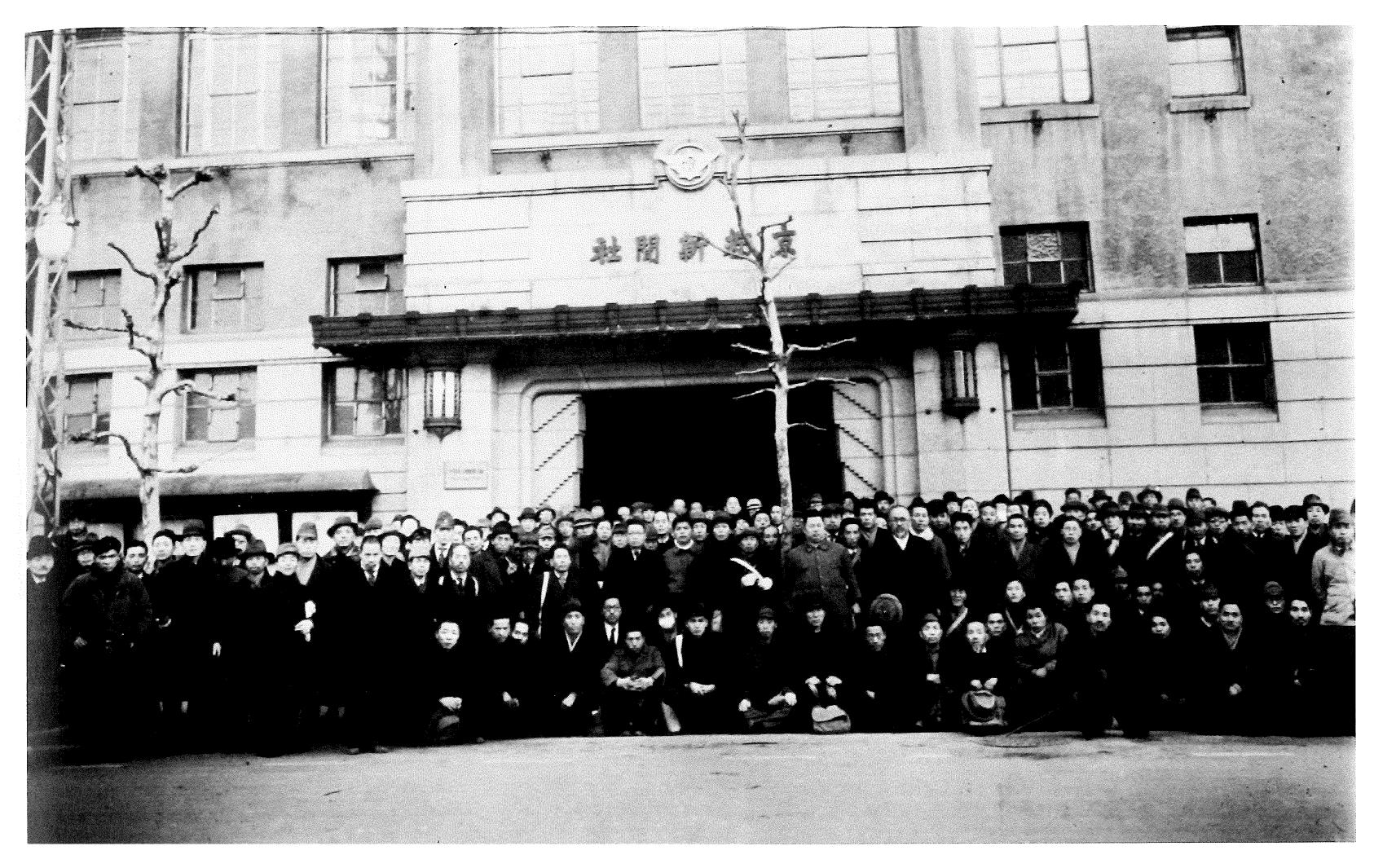
この間、民間側からの「部落解放基本法」制定運動(1985年開始)や政府側からの「人権擁護法案」(2002年)や「人権委員会設置法案」(2009年)の制定をめぐる種々の取り組みがなされてきたが、いずれも未制定であった。

このような立法不作為の状況のもとで、21世紀になり急速に進んだ高度情報化社会の到来によって、「顔が見えない陰湿巧妙な差別事件」が横行し、「差別を当然視する確信犯的差別主義」も台頭してきた。

日本社会の根強い差別的土壌を前にして、2016年には、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」のいわゆる「差別解消三法」が制定・施行された。大きな画期ではあるが、問題克服への課題は山積している。

全国水平社創立100年を機に、マイノリティの人たちはもちろんのこと、すべての人びとが、自らの存在に「誇り」を持てる社会にしていくことが求められている。

### 1. 部落解放運動の再建と日本国憲法発布

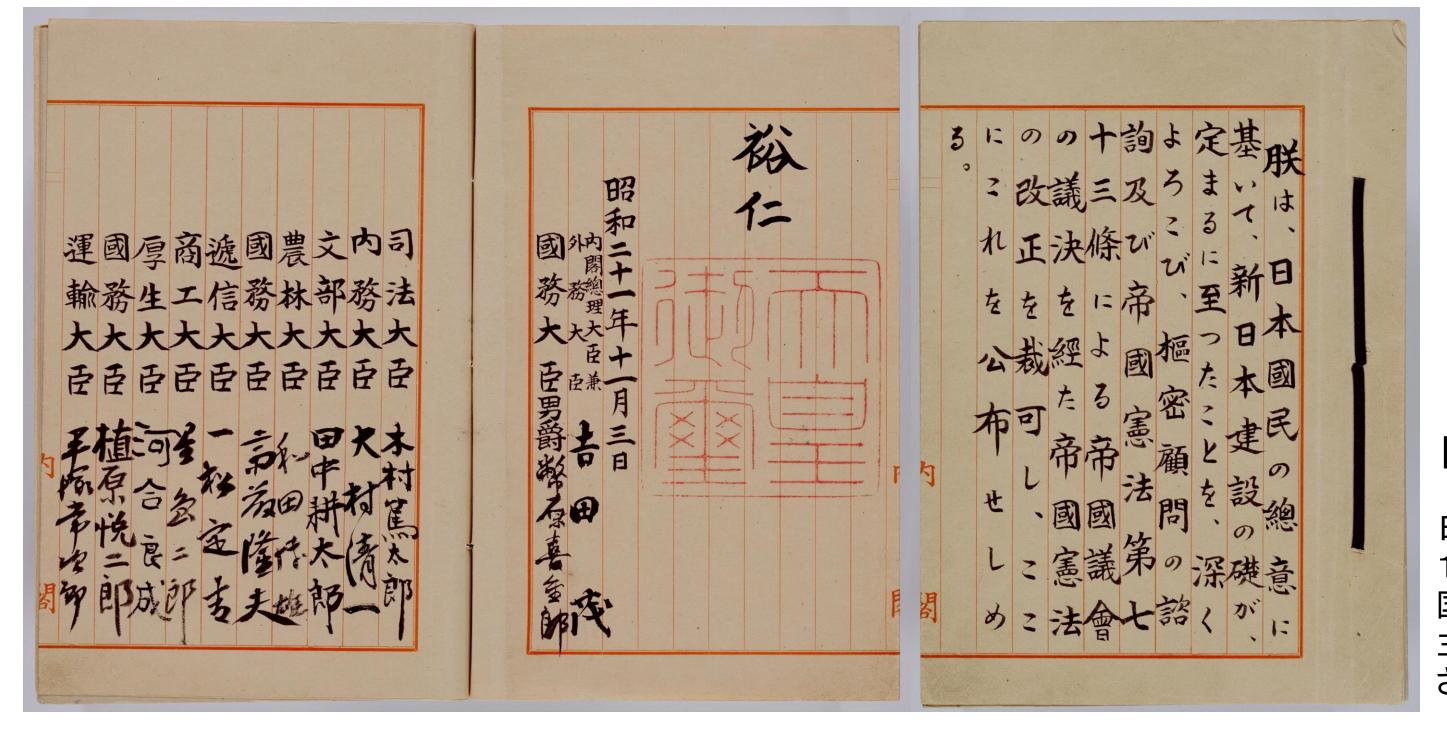


部落解放全国委員会の結成〈1946〉 (写真提供:故松本龍/部落解放同盟福岡県連合会) 戦前の全国水平社運動の再建として、松本治一郎を委員長に部落解放全国委員会が京都新聞会館で結成され、戦後の部落解放運動が開始された。



### 松本治一郎が戦後初の参議院選挙で当選 (写真提供:福岡県人権研究所)

1947年4月20日の第1回参議院選挙に社会党から出馬し、 全国区4位で当選し、5月に参議院初代副議長に就任した。翌 年の1月21日の国会開会式では、〈カニの横ばい〉式での天 皇拝謁を拒否した。



### 日本国憲法の公布と世界人権宣言 (国立公文書館蔵)

日本国憲法が1946年11月3日に公布された。 1948年12月10日には世界人権宣言が第3回 国連総会で採択され、非差別・平等の原則と民 主主義の理念が国内的・国際的価値として共有 された。

### 2. 行政闘争の開始と国策樹立運動

### 戦後の重大な差別事件を契機とした行政闘争の開始

### ≪京都オール・ロマンス差別事件≫

雑誌『オール・ロマンス』1951年10月号の中で、「特殊部落」と題する小説が、〈暴露小説〉と銘打って発表された。部落差別や民族差別、女性差別等、偏見に満ちて差別を助長するような内容であった。



### ≪西川県議差別事件≫

1952年、和歌山県議会議員の西川瀁が被差別部落出身の議員に対して差別的言動を行った。



(『写真記録 部落解放運動史』より)

オール・ロマンス差別事件、西川県議差別事件、さらには広島県吉和中学校差別事件などの糾弾闘争を通じて、差別発言者個人の問題に留めることなく、部落差別存続の原因を社会的責任・行政責任として追及する行政闘争方式が確立され、差別糾弾闘争と行政闘争が部落解放運動の主要形態となった。



### 部落解放同盟への改称

(『解放新聞』82号 1955年9月25日) 部落解放第10回全国大会(1955年)で、部落解放同 盟と名称変更し、「大衆団体としての性格を明らかにし、 真に全部落民団結の統一体として、解放闘争を飛躍的 に拡大発展」させることを期した。



### 部落解放国策樹立運動

(『写真記録 部落解放運動史』より) 1958年1月24日、部落解放国策樹立要請全国代表者会議が 東京四谷の主婦会館で開催され、国策樹立運動が本格的に開 始された。

### 3. 同和対策審議会答申と具体化への取り組み

### 教科書無償化闘争の勝利と教訓

(写真提供:高知新聞社/『高知新聞』1961年3月26日朝刊) 1961年、高知県長浜で憲法を具体化するための教科書無償闘争がはじまり、全国各地で広がりをみせ、1963年12月に教科書無償化措置法が成立・施行された。今日では、教科書無償は当然の教育権として定着している。





### 狭山事件の発生と石川一雄さんの不当逮捕

(『写真記録 部落解放運動史』より)

1963年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生誘拐殺人事件が発生した。その一カ月前には東京で吉展ちゃん誘拐殺人事件が起き、犯人を取り逃した警察に対する厳しい批判があり、警察は部落差別の社会意識を利用して石川一雄さんを5月23日に不当逮捕した。一審で死刑判決(1964年)、二審で無期懲役(1974年)の差別判決が出された。1994年に石川さんは仮釈放されているが、完全無罪判決に向けた第3次再審闘争が現在も継続している。

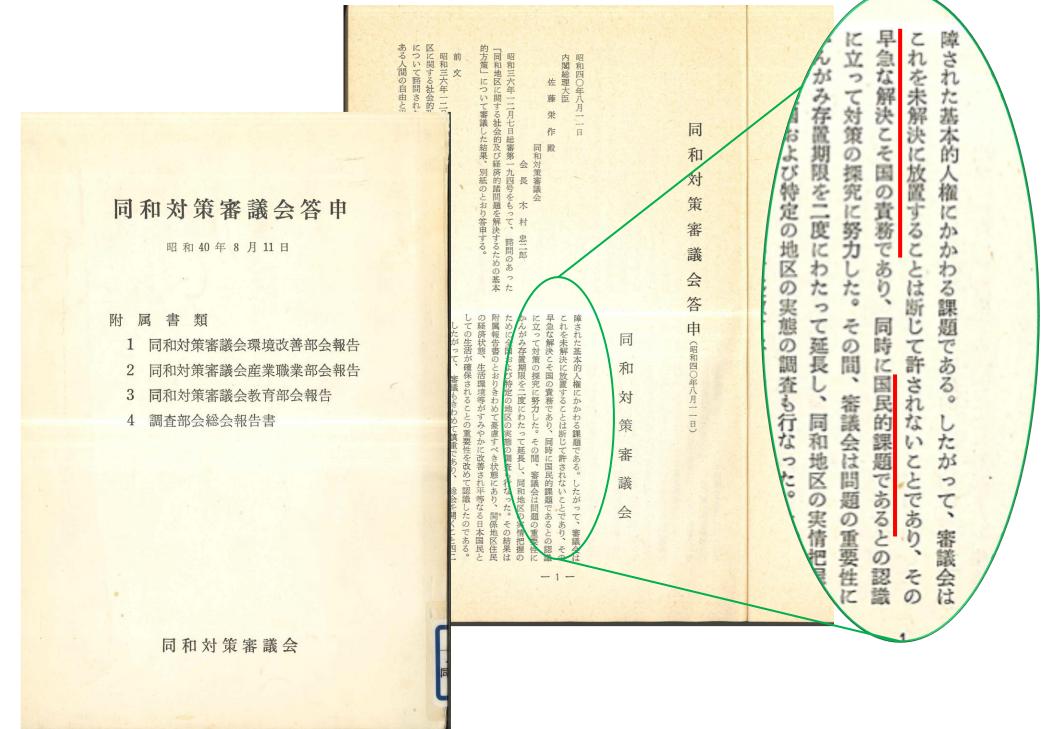
### 同和対策審議会答申とその基本精神

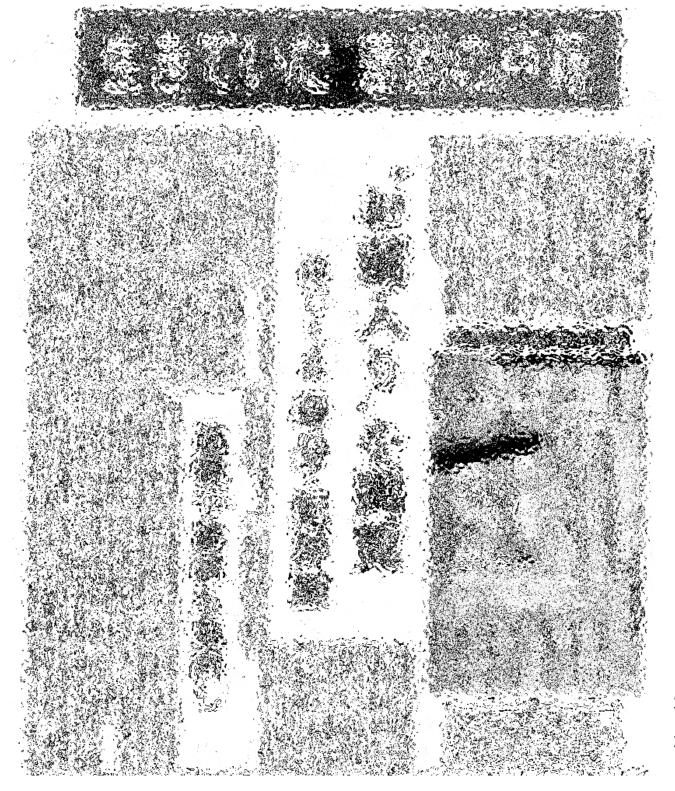
1965年8月、同和対策審議会は佐藤栄作首相に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申を手交した。答申は、〈部落差別の厳存〉、〈部落問題解決は国の責務〉、〈国民的課題〉であるとの認識を示し、問題解決に向けての総合行政の展開と立法措置の必要性を明示し、本格的な取り組み姿勢を確立する画期となった。その後、1969年7月には同和対策事業特別措置法が10年の時限法として施行され、以降33年間、法律改称や期限延長を行いながらも継続され、被差別部落の低位劣悪な環境実態は劇的に改善された。

※地域改善(同和)対策の予算の大半は、建設省を中心とした環境改善費であった。しかも、国の予算総額は、自治体と合わせた総額の3分の1であり、法律内で示されていた3分の2の法的補助が反古にされた実態があった。

▶▷▶参考:地域改善(同和)対策予算の推移







### 「明治100年の差別を問う」壬申戸籍糾弾闘争

(『朝日新聞』1968年1月4日)

1968年は明治100年にあたり、政府は各種祝賀イベントを準備していたが、部落解放同盟は「明治100年の差別を問う」と異議申立を行い、その象徴として壬申戸籍糾弾闘争を展開した。法務省は、直ちに厳重封印の措置をとったり、戸籍の自由閲覧の制限措置をとったが、現在も差別身元調査事件は続いている。

### 4. 部落解放基本法制定運動の取り組み

### 部落地名総鑑 事件一覧

判明時期	名称	発行所	作成数	購入数	販売時期
1975/11/18	人事極秘・部落地名総鑑	企業人材リサーチ協会 ・企業防衛懇話会	500	53	1975/4~11
1976/2/13	全国特殊部落一覧	労政問題研究所	11	11	1975/2~5
1976/11/28	全国特殊部落リスト	労働問題研究所	54	54	1970秋~1971秋 1975/4~6
1976/12/24	大阪府下同和地区現況	労働問題研究所	35	34	1972/12~1973/3 1975/4~6
1977/9/2	日本の部落	労政経済研究会	_	51	1969~1972
1977/9/2	特別調査報告書	Fリサーチ・センター	1	1	1974春
1977/11/15	<b>等分布地名</b>	H探偵社	135	14	1976/2~11
1978/5/12	同和地区地名総鑑全国版		204	5	1975~1980頃

戸籍の自由閲覧制限措置などの取り組みが進むもとで、全 国の被差別部落の所在地を表示した『部落地名総鑑』が作 成・販売されるという、悪質な差別事件が1975年11月に 発覚した。それ以降、同種の書籍が8冊も存在することが明 らかになり、日本社会の根強い差別体質が露わになった。

参考: 友永健三『部落解放を考える』(解放出版社、2015年)

### 「同和対策事業特別措置法」の限界を克服する「部落解放基本法案」の提案

部落解放基本法(案)

部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会

### (目的)

第1条 この法律は、部落差別が人間の尊厳を侵し、社会的に存在を許されないものであることにかんがみ、法の下の 平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法理念にのっとり、部落問題の根本的かつ速 やかに解決を図るため、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その施策の目標及びその目標を 達成するための基本となる事項を定め、もって差別のない民主社会の発展に寄与することを目的とする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国は、前条の目的を達成するために、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、部落問 題の根本的かつ速やかな解決を図る責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の目的を達成するため、その区域内における部落問題の速やかな解決を図る責務を有する。 3 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策が円滑に実施されるよう相互に協力しなければならない。

### (国民の責務)

第3条 すべての国民は、この法律の趣旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、国及び地方公共団体 が実施する部落問題を解決するための施策に協力するよう努めなければならない。

### (施策の目標)

第4条 部落問題を解決するための施策の目標は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立し、部落差別事象の 発生を防止し、及び同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下 同じ。)の関係住民の社会的経済的地位の向上を図ることにより、同和地区の関係住民が平等の権利その他日本国 憲法が保障する基本的人権を享有することができる条件を確保することにあるものとする。

### (部落問題に関する知識の普及啓発等)

第5条 国及び地方公共団体は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立するため、教育活動、文化活動、広報 活動等を通じて、部落問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の普及高揚に努めなければならない。

### (人権擁護活動の推進)

第6条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の 充実、人権相談活動の推進等に努めなければならない。

### (部落差別の規制等)

第7条 国は、部落差別事象の発生を防止するため、部落差別を助長する身元調査活動の規制、雇用関係における 部落差別の規制等必要な法制上の措置を講じなければならない。

### (部落差別の被害者に対する救済制度)

第8条 国は、部落差別の被害者に対する救済制度を確立するため、人権委員会の設置等必要な法制上の措置を 講じなければならない。

### (同和対策事項)

第9条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るため、次の各号に掲げる

- 事項に係る施策を講じなければならない。 1 同和地区における生活環境の改善
- 2 同和地区における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進
- 3 同和地区における農林漁業及び中小企業の振興
- 4 同和地区の関係住民の雇用の促進及び職業の安定
- 5 同和地区の関係住民に対する学校教育及び社会教育の充実
- 6 その他同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るために必要な事項
- 2 前項の施策は、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。
- 3 政府は、第一項の施策の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

### (行政組織の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策を推進するための行政組織の整備に努めなけれ ばならない。

### (調査)

第11条 政府は、5年ごとに、同和地区の実態その他部落問題に関する実態を調査し、その結果を公表しなければなら ない。

### (報告)

第12条 政府は、毎年、国会に部落問題を解決するために講じられた施策及び講ずべき施策に関する報告書を提出 しなければならない。

### (部落解放対策審議会)

第13条 総務庁に、部落解放対策審議会(以下「審議会」という)を置く。

- 2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、部落問題に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 第14条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、部落問題に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。



「特措法」にもとづく同和行政の進展によって、被差別部落の低位劣悪な環境は大きく改善していったが、部落差別そのものをなくすことはできず、 「特措法」の限界が認識されるようになってきた。そのために、部落差別問題の抜本的な解決を目指すための法制度の必要性が訴えられ、「部落解 放基本法案」が1985年に公表された。



### 拡大する部落解放基本法制定運動と

### 自治体条例制定運動

(写真提供:解放新聞社)

「部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会」が広範な人びとに よって構成され、1985年5月から本格的な全国運動が展開された。同時に、 地方自治体でも部落解放基本法の趣旨を踏まえた「条例」制定運動が拡大し ていった。



「86年地対協路線」と「部落解放基本法制定運動」の対峙 部落解放基本法制定運動が大きく発展した状況に対して、1986年8月に政 府地対協基本問題検討部会が「部会報告」を発表し、<部落差別が克服でき ないのは当事者運動と地方自治体の没主体性の責任である>との国の責 任転嫁の論理を展開し、政府と運動体が厳しく対峙する事態となった。

### ※地対協(地域改善対策協議会)

…「同和対策事業特別措置法」終了後、「地域改善対策特別措置法」の施行に伴い設置された。

### 5. 反差別国際運動の結成と第3期部落解放運動の展開



### 反差別国際運動(IMADR)結成

(写真提供:反差別国際運動(IMADR))

1988年1月25日、東京・松本会館で8カ国200人が参加して、 反差別国際運動(IMADR)の設立総会が開催され、上杉佐一郎部 落解放同盟中央執行委員長が理事長に就任し、国際人権基準の 国内具体化と国際人権NGOとの連帯などの活動目的が示された。

### 第3期部落解放運動の展開

(写真提供:解放新聞社)

1988年3月に滋賀県・大津市で開催された部落解放同盟第45回全国大会で、「部落解放運動は歴史的転換期にさしかかっている。糾弾闘争主導時代、行政闘争主導時代を経て、新たな創造と飛躍の時代を迎えている」と、部落内改善運動から社会関係変革への共同闘争主導の第3期部落解放運動に突入したことの認識を示した。





### 国際人権潮流に合流する日本の人権政策の変容

(写真提供:解放新聞社)

1990年代以降の連立政権時代のもとで、国内外の政治経済が紆余曲折する一方で、国際人権基準確立に向けた時代の潮流は確実に前進した。部落解放運動においても、諸団体が統一し、差別撤廃・人権政策をめざす「同和問題の現状を考える連絡会議」が結成され、村山連立政権のもとでは「与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見」が合意され、日本の人権政策が国際人権潮流に合流する画期となった。

与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見▶▷▶

部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会への改 組と新たな取り組み

(写真提供:解放新聞社)

日本の人権運動を牽引してきた「部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会」は、2002年7月に「部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会」へと発展的に改組し、人権の法制度確立、人権のまちづくり運動推進、人権教育・啓発運動強化の方向を目指すことを明確にした。



### 6. 人権政策・人権立法をめぐる政府・立法府の不作為状態と混迷



### 小泉政権の「人権擁護法案」と 実行委員会の「人権侵害救済法案」の対決

(写真提供:解放新聞社) 同和対策関係の「特別対策」手法から「一般対策」手法へ の移行という1996年の「地対協」意見具申の方向性にも とづき、2000年には「人権教育啓発推進法」が制定され、 2002年の「特措法」失効時には、小泉政権のもとで「人権 擁護法案」が国会提出された。人権侵害救済、差別禁止、 人権委員会設置などを柱とする法案であったが、多くの不 十分点が存在したため、国会での議論が2年間続いたが、 結局は国会解散により廃案となった。

### 自民党外の「国家解体三悪法」の大批判

2005年に小泉政権は、修正した「人権擁護法案」を再提出しようとしたが、自民党内で安倍グループを中心とした強烈な反対意見が続出した。野党側は、「人権侵害救済法案」を対案として激突した。しかし、国会内外での保守・国権主義的勢力の「国家解体三悪法」としての大批判運動が展開され、国会提出は断念された。



『危ない!人権擁護法案 迫り来る先進国型全体主義の恐怖』(展転社、2006年)



### 野田政権の「人権委員会設置法案」の提出・廃案

(写真提供:解放新聞社)

2009年11月、大谷暢顕部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会会長(真宗大谷派門首・当時)から、「人権侵害救済法」早期制定要請書と署名約93万筆が、千葉景子法務大臣(当時)に提出された。

小泉政権後は、安倍—福田—麻生政権が一年ごとに政権交代するなかで、自公政権時にはついに人権立法は日の目を見なかった。このような政治状況は2009年の民主党連立政権の誕生で一変すると思われた。しかし、この政権でも、「人権侵害救済法案」の国会提出を目指したが、与党内での意見がまとまらず、最後の野田政権時代に「人権委員会設置法案」を国会会期末直前に提出したが、国会解散で即廃案となった。2002年からの立法府の不作為状態において、与野党問わずに日本の人権政策における無策ぶりを露呈した。

2011年末の総選挙で圧勝した第二次安倍政権は、選挙公約のひとつに「人権委員会設置法反対」を掲げていた。したがって、第二次安倍政権のもとでは、人権政策は黙殺状態におかれた。

### 7. 「空白の15年」と部落差別の潜在化・顕現化の同時進行

### 「目に見える」実態から「目に見えない」実態への変化

同和行政・同和教育の進展により、低位劣悪な被差別部落の環境実態は大幅に改善され、雇用面や教育面での格差も部分的に改善された。これらの取り組みの成果として、部落差別の実態は、「目に見える」実態から「目に見えない」実態へと変化している。すなわち、部落差別を生み出す原因である社会的土壌は、まだ多くの課題を抱えている。



### 「顔が見えない陰湿巧妙な差別事件」の横行

(『朝日新聞』2011年12月28日)

同和対策に関わる「特別措置法」が2002年3月末に失効して、同和行政が後退・縮小していく中で、インターネット上での匿名性を利用した大量差別書き込み事件や、プライム総合法務事務所等の大量戸籍謄本等不正取得による差別身元調査事件が頻発するなど、「顔が見えない陰湿巧妙な差別事件」が横行してきた。



### 「差別を当然視する確信的差別主義」の台頭

(『朝日新聞』2013年4月6日)

政治・経済面における新自由主義により、社会的分断状況が拡大するにともない、部落差別や民族差別、女性差別など「差別を当然視する確信犯的差別主義」が台頭してきた。「在日特権を許さない市民の会(在特会)」の街宣・襲撃行動や、示現舎・鳥取ループのネット上での部落の地名や人名を晒したり、「差別を商う」などの行為である。

### 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) 2016年12月26日施行

### 第1条(目的)

「現在もなお部落差別が存在」し、「許されないもの」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的とします

### 第3条(国及び地方公共団体の責務)

国は、「部落差別の解消に関する施策を講」じ、地方公共団体は、国の指導・助言のもと、連携を図り、「地域の実情に応じた施策を講ずる」よう努めます。

### 第5条(教育及び啓発)

国や地方公共団体は、部落差別を解消する ため、必要な教育及び啓発を行うよう、努 めます。

### 第2条(基本理念)

「部落差別を解消する必要性に対する国 民一人一人の理解を深めるよう努める」 ことで、部落差別のない社会を旨として、 施策を行います。

### 第4条(相談体制の充実)

国や地方公共団体は、部落差別に関する 相談体制の充実を図ります。

### 第6条(部落差別の実態に係る調査)

国は、地方公共団体の協力を得て、部落 差別の実態に係る調査を行います。

### 

### 「部落差別解消推進法」等差別解消三法の成立

21世紀からの急速な情報化社会の進展と新自由主義的グローバル経済にともなう夥しい社会分断状況、同和対策関係法の「空白の15年」という状況下で、部落差別の潜在化と顕現化が同時進行する事態に対して、2016年12月に「部落差別解消推進法」が成立・施行された。2016年には、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」も施行され、いわゆる「差別解消三法」が施行された画期的な年であった。しかし、それらの法律には明確な差別禁止規定や被害者救済規定が欠落しているなど、課題も山積している。

### 第2部 戦後、大谷派における解放運動

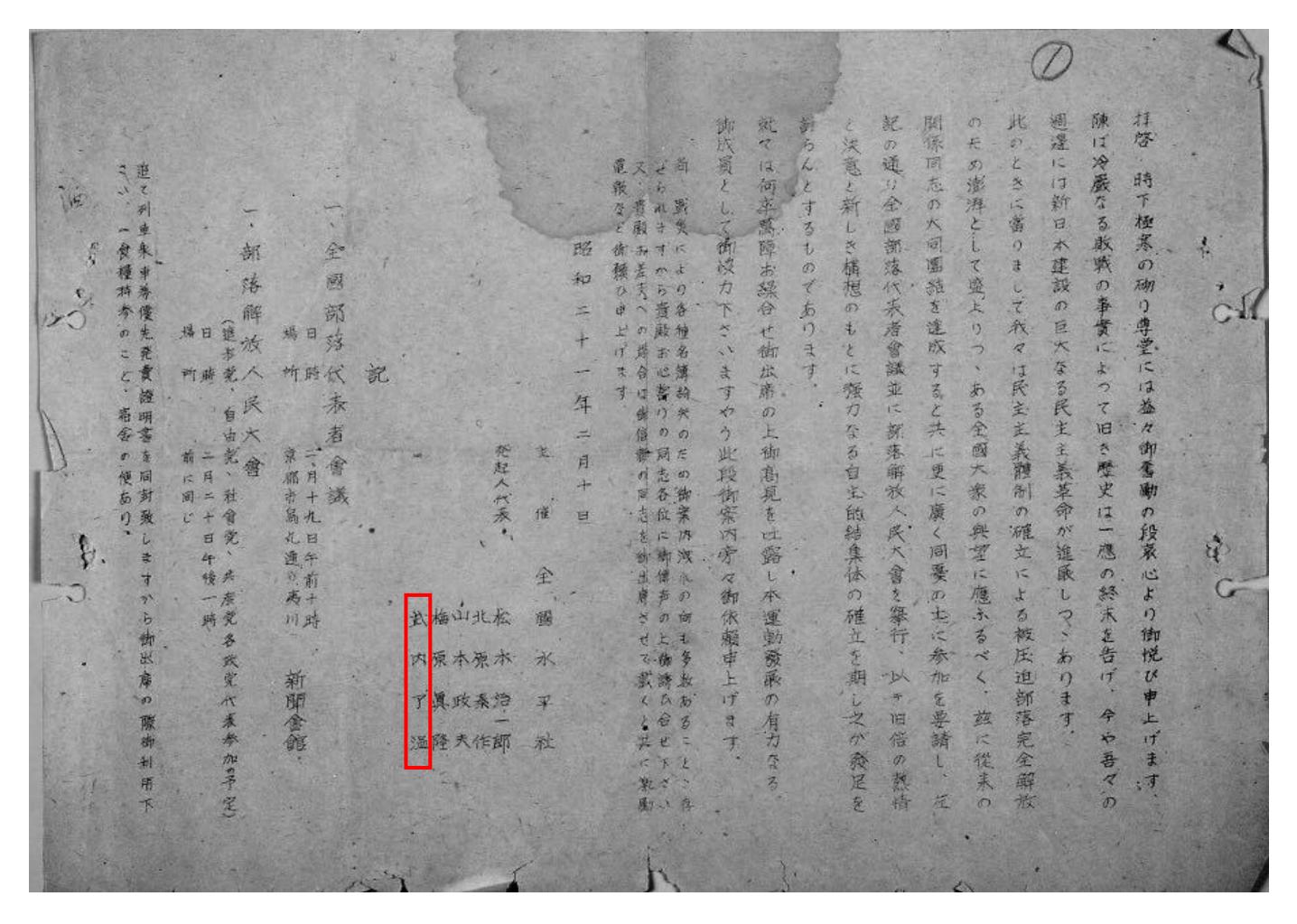
戦後まもなく、1946年に開かれた全国部落代表者会議は、部落解放運動の再出発の会議であった。 大谷派の部落差別問題への取り組みを牽引してきた武内了温は、本願寺派の梅原真隆とともに、水 平社と融和団体の代表に並んで、代表者会議の発起人として名を連ね、議長を務めている。このこ とは、戦後の解放運動に東西両本願寺が主体的に合流し、団結する意気込みを表すものであろう。 しかし、その動き出しも武内個人の取り組みにとどまり、教団全体の取り組みになりえなかった。 そのことは、1962年に信仰回復運動として発足した同朋会運動に取り組む中で、度重なる差別事件 で明らかになった教団のもつ差別性が、部落解放同盟からの糾弾において公然化したことからも明 自であろう。

1967年の難波別院輪番差別事件からの20年間、教学者や教団の運営責任者による差別事件が続発し、自らの差別体質が問われてきた。1987年に惹起した全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件を契機とする糾弾会は、2回にわたって、「真宗大谷派糾弾会(1989年)」という名称で行われた。この名称は、糾弾の目的が個別の事件に対するものではなく、教団全体の体質を問うものであることを意味する。差別事件を個人的な問題として矮小化することを問い糾すとともに、同朋会運動をいのちとする教団の差別体質を糾弾するものであった。

教団は1971年に宗務所に同和部を設置し、翌1972年には各教区に同和協議会を設置することで、解放運動を全国的に取り組む体制の構築を図った。その後、1977年に同和部を廃止して同和推進本部を発足させ、『仏の名のもとに』を発刊した。それは『宗祖親鸞聖人』とともに同朋の会テキストとして用いることで解放運動推進を同朋会運動推進と一体のものとして位置づけ、その願いを具現化しようとしていたからである。しかし、その後の真宗大谷派糾弾会に至る歴史は、部落差別問題への取り組みが同朋会運動とは切り離され、信仰の課題となっていなかったことを示している。

私たちの教団は、糾弾という被差別者の声が無ければ自らの差別体質に気づけない、真に恥ずべき在り方を露呈してきた。「身元調査お断り・過去帳閲覧禁止」運動や「部落解放基本法」制定要求運動は、糾弾から始まった取り組みである。現在に至る「是旃陀羅」問題も、「痛み」を訴える声によって、私たちは改めて問題に気づかされ、向き合うこととなった。同朋会運動の60年の歴史は、差別問題と糾弾の歴史に重なる。それは、私たちが誰を「同朋」としているのかを問い確かめる歴史でもあった。

### 1. 戦後、部落解放運動との合流



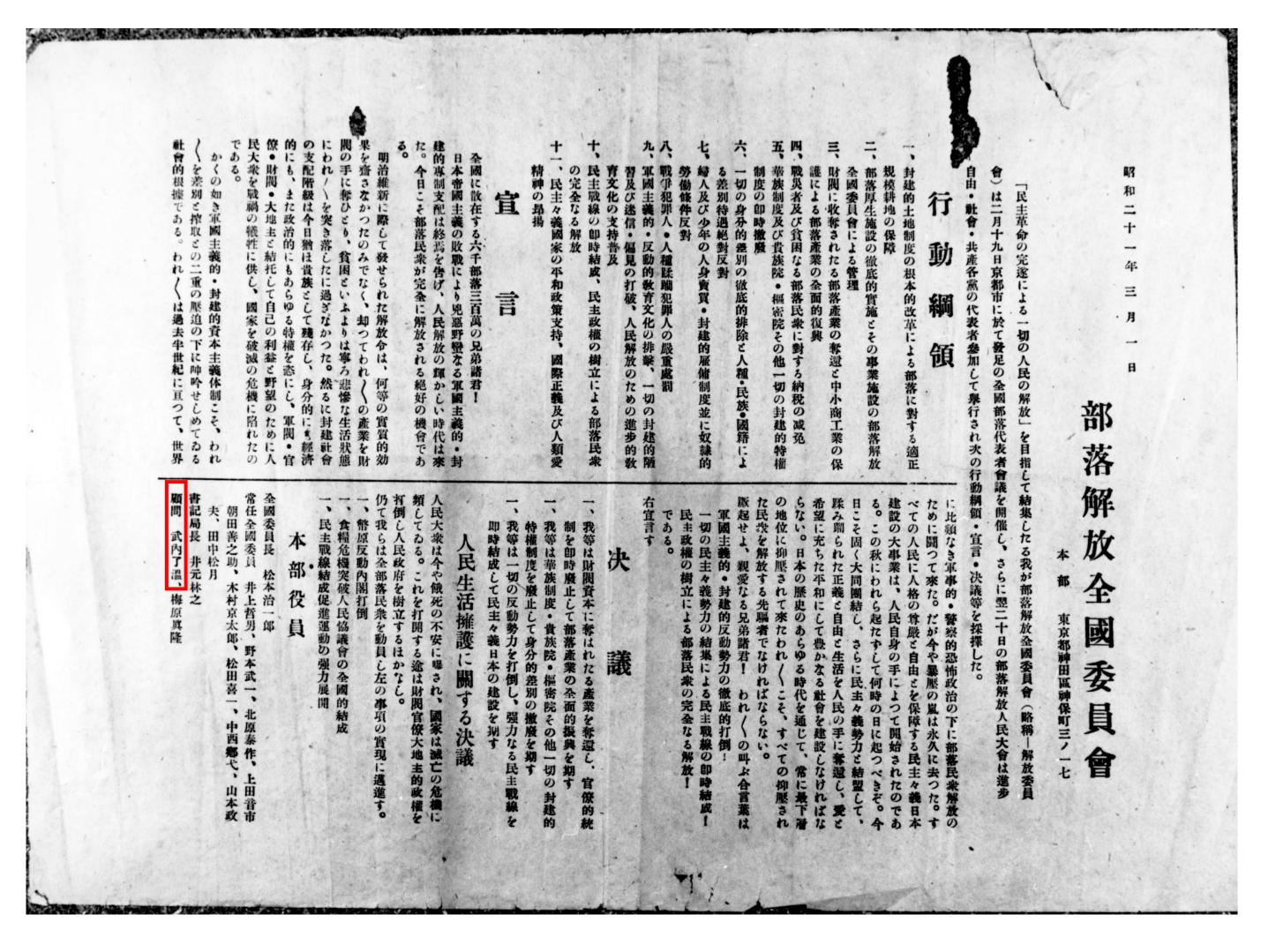
### 全国部落代表者会議

(大阪人権博物館蔵) 戦後、部落解放運動の再出発として、1946 年、全国部落代表者会議と部落解放人民大 会が開かれた。「全国水平社」を主催とし、発 起人には松本治一郎をはじめ、水平社と融 和団体の代表が名を連ねる中、本願寺派の 梅原真隆、大谷派の武内了温の名が並んで いる。



### 部落解放全国委員会 行動綱領•宣言•決議

(大阪人権博物館蔵) 1946年2月19日の全国部落代表者会議と、20 日の部落解放人民大会で採択された、行動綱領・宣言・決議。顧問に武内了温と梅原真隆。 戦後の部落解放運動との合流と団結の意気込 みが表れている。



### 2. 真宗大谷派において「糾弾」とは



### 難波別院輪番差別事件 第一回糾弾会を伝える記事

(『解放新聞』1969年9月5日)

1967年、難波別院輪番が同別院で働く被差別部落出身の職員に差別的言動を繰り返し、解雇しようとしていた事件(難波別院輪番差別事件)をうけ、部落解放同盟中央本部より糾弾を受けた。武内によって動き出した取り組みも、個人にとどまり、組織として課題化できていなかったことが露わとなった。



### 「真宗大谷派糾弾会」で親鸞への回帰を問う、故小森龍邦氏

1987年、訓覇信雄元宗務総長の講演録の中で、差別用語・差別表現が繰り返された(全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件)。この講演録に対し、教団内外から批判が相次ぎ、部落解放同盟との確認会を経て、「真宗大谷派糾弾会」が開催された。



『解放新聞』1989年5月1日



### 「真宗大谷派糾弾会」を伝える記事

「真宗大谷派糾弾会」の名で行われた糾弾会は、事件当事者だけの問題ではなく、教団とそこに属するすべての人びとが問われているということを象徴している。真宗の教えを聞く一人ひとりが、主体的に事件と糾弾を受けとめていくことが要請された。

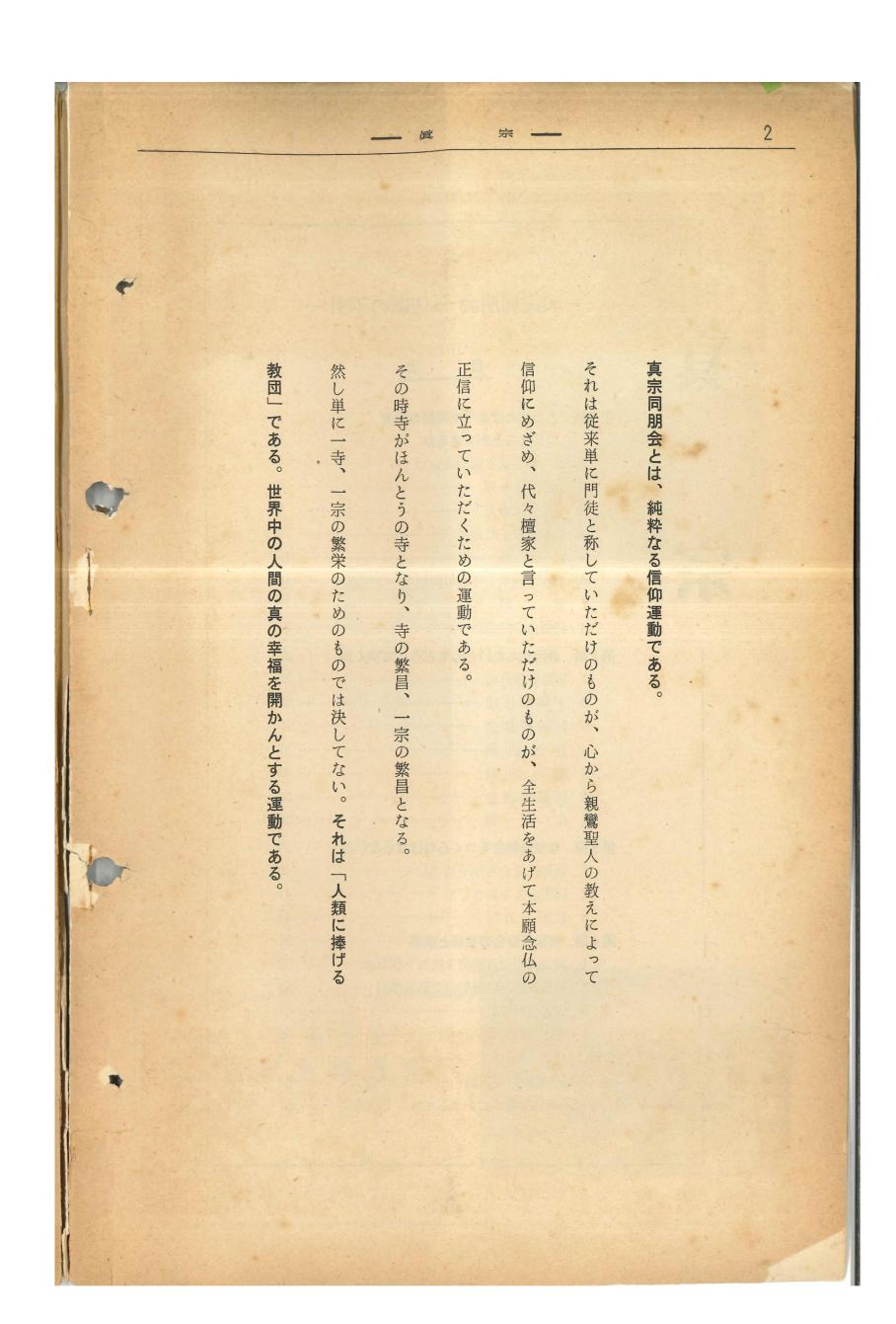
『真宗』1989年5月号

### 3. 糾弾から見直す同朋会運動



### 宗門各位に告ぐ(宗門白書)

(『真宗』1956年4月号) 宗祖700回御遠忌を迎えるにあたり、宗門 の混迷の実情を訴え、打開方向を模索しよ うとした。注目されるのは、徳川封建教学 から脱皮し、真宗の教学を世界的視野にお いて展開した清沢満之の思想を基に、教学 の充実と自信教人信の誠を尽くす人材養 成を第一の課題とした。



### 「真宗同朋会とは、純粋なる信仰運動である。」

(『真宗』1962年12月号)

1962年6月、訓覇内局のもと同朋会運動が始まった。その年の『真宗』12月号は「真宗同朋会一住職の手引きー」として、特別号が設けられた。巻頭において、「真宗同朋会とは、純粋なる信仰運動である」と宣言し、その目的を「世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動」としている。難波別院輪番差別事件の全8回の糾弾会、そして真宗大谷派糾弾会は、この運動の質を問うたものであった。



### 東本願寺の体質改善

(『真宗』1962年12月号)

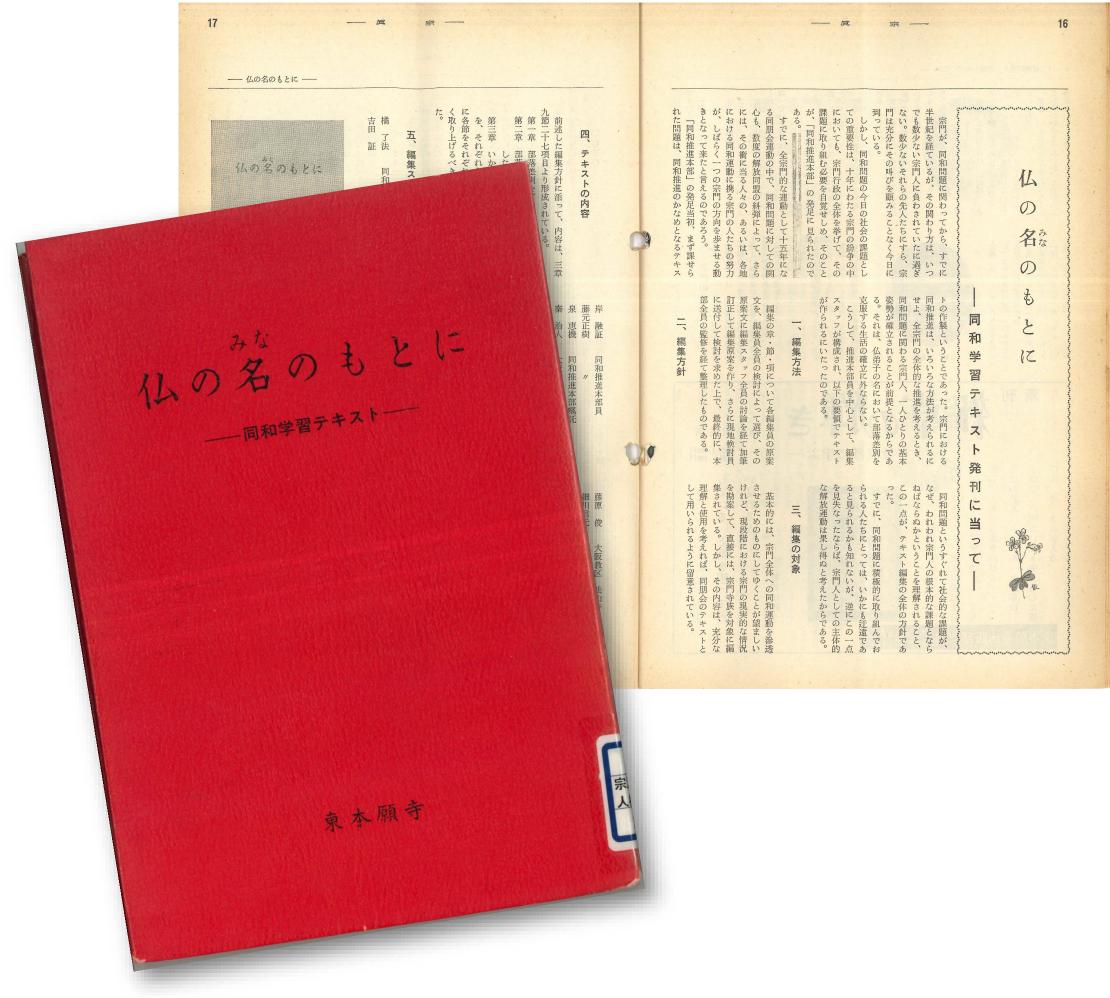
教団の近代化を目指してはじまった同朋会運動は、新聞各社に取り上げられた。そこでは「東本願寺の体質改善」として同朋会運動の意味を報じている。そのことは、『真宗』1962年12月号でも取り上げた。

### 4. 同和部から同和推進本部へ

### 同和推進本部の出発に当って

(『真宗』1977年8月号)

難波別院輪番差別事件の糾弾を契機として、1971年に同和部が設置された。しかし、糾弾の願いとは別に、その内実は差別問題の対策・対処以上の役割を果たすことができなかった。そこで、1977年に同和推進本部を発足させ、同朋会運動との合流を図ろうとした。それは、1921年の「社会課」設置にはじまる教団の取り組みを、武内個人の奮闘に留めてきた反省に立つものであった。



### 仏の名のもとに

### ―同和学習テキスト発刊に当って―

(『真宗』1978年10月号)

一特 集一同和問題

同和推進本部の出発に当っ

同和推進本部の発足にともない、宗門人一人ひとり が仏弟子の名において部落差別を克服する生活の 確立のため、推進の要となるテキストとして、『仏の 名のもとに』が発刊された。

### 指導要員研修会の開催

(『真宗』1978年10月号)

『仏の名のもとに』発刊を契機に、テキスト使用の実際と普及のため、各教区で研修会の開催を推進するべく、テキストの指導要員の育成のために研修会が開かれた。講師は藤元正樹同和推進本部員。大学院生など15名が参加した。



### 5. 身元調査お断り・過去帳閲覧禁止運動の願い



### 宗派内寺院の過去帳開示が発覚

難波別院輪番差別事件を契機とした第6回糾弾会において、宗派内3寺院が興信所に過去帳を閲覧させたことを指摘された。第8回糾弾会では、各寺院・教会における過去帳の取り扱いについて、さらに厳しく問われた。宗派は全寺院に対して過去帳の書きかえを指示し、さらなる徹底のため閲覧禁止の帯封を送付した。

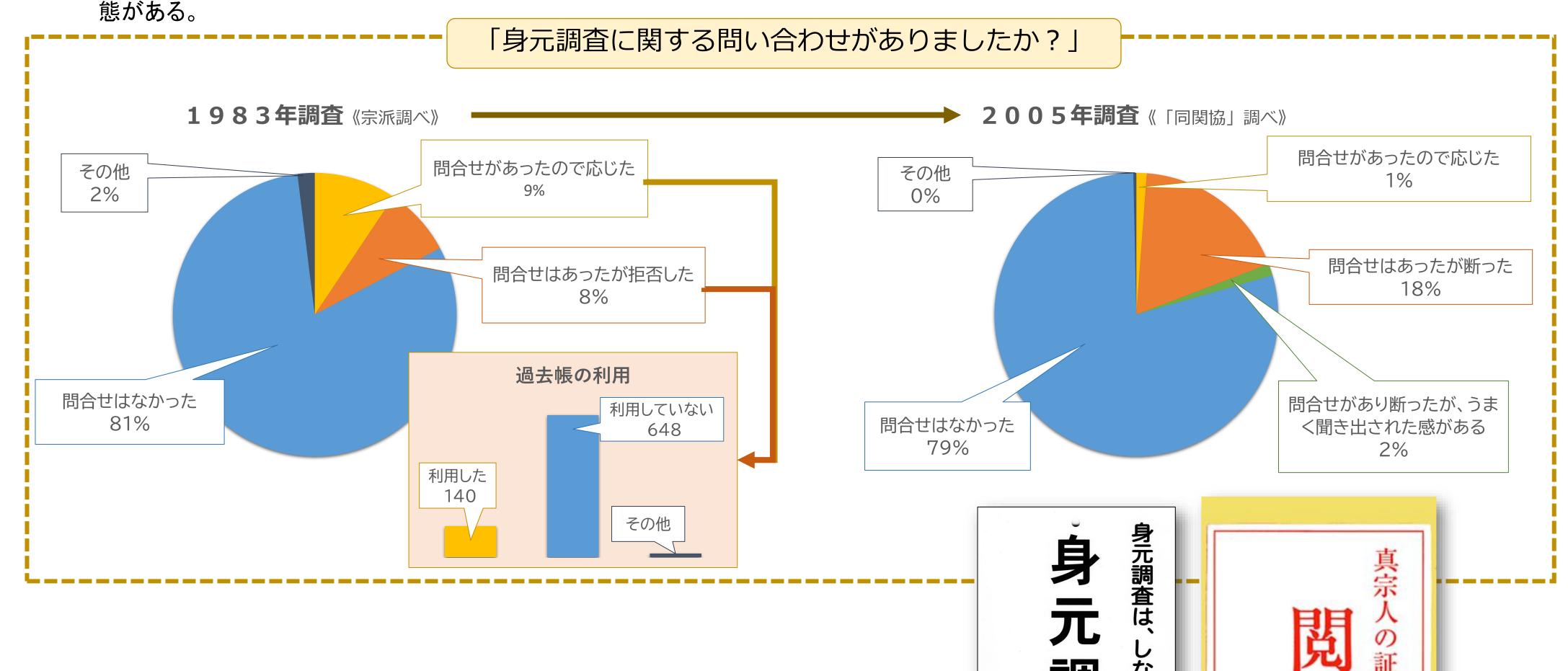


(『解放新聞』1972年1月17日

### 差別法名等に関する調査

1983年、別院保管の過去帳から差別法名が発見されたことを機縁とし、全寺院・教会を対象として実態調査を行った。その調査によって、身元調査の問い合わせのあった寺院のうち、半数以上が身元調査に応じ、なおかつ過去帳が利用されている事実が明らかとなった。この事実は、糾弾以降、その取り組みが十分でないことを明らかにした。

その後、2005年に「同関協」が行った調査によれば、取り組みは改善されているものの、依然として、身元調査のために過去帳が利用される実態がある。



### プレートの掲示とステッカー貼付のお願い

1984年に「『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議」で制作・配布された「身元調査お断り」プレートを、2013年に大谷派独自で再調製し、全寺院・教会に入口等の見えるところへの掲示をお願いしている。また、過去帳の閲覧禁止についても、より取り組みが徹底されるよう、帯封からステッカーに替え、貼付をお願いしている。2005年の調査(「同関協」調べ)では、プレートを掲示した寺院は39.2%、ステッカー貼付(帯封含)は42.6%と、十分ではない。

河の証をたてよう 関党学学上 真宗大谷派宗務所 本元調査お断り

谷

### 6. 「部落解放基本法」制定要求運動



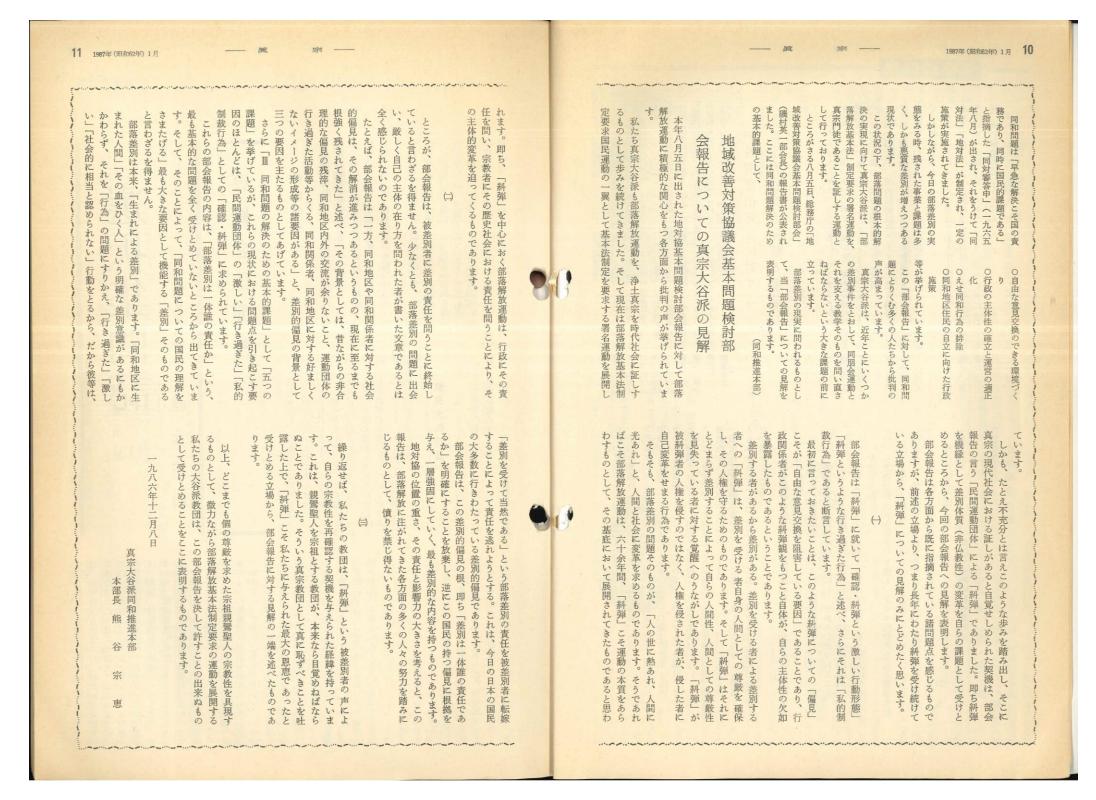
### 部落解放基本法制定を求める 中央総決起集会

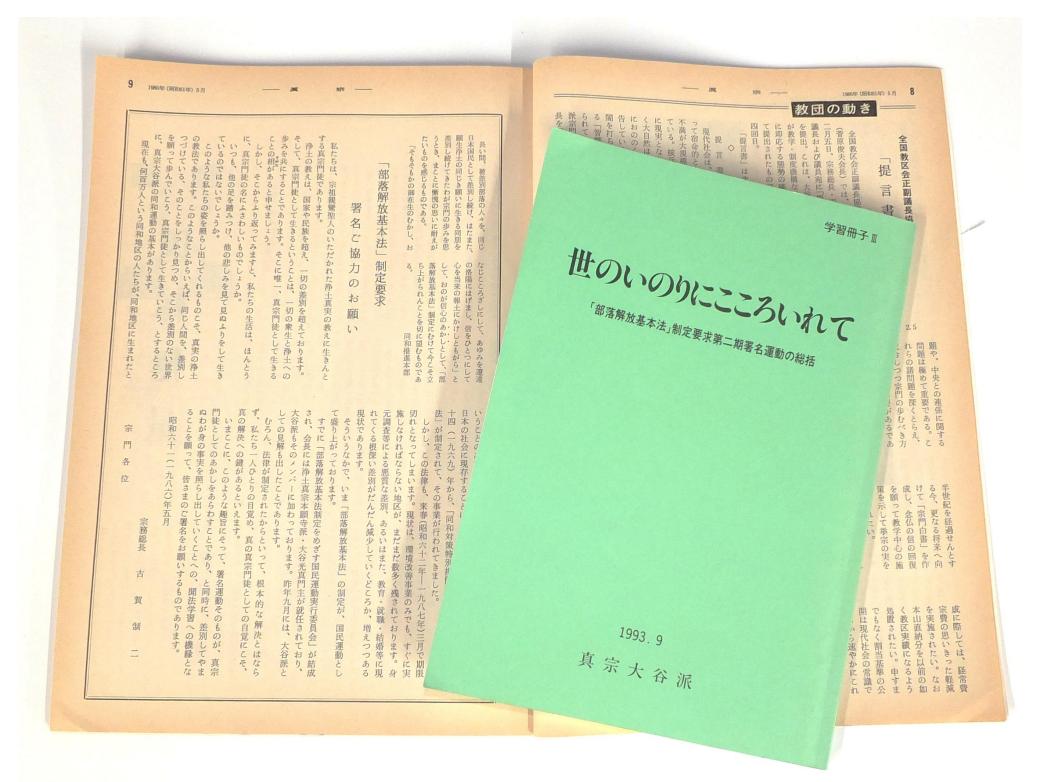
1985年10月、東京日比谷において、部落解放基本法制定要求中央総決起集会が行われ、主催者として、大谷光真会長(浄土真宗本願寺派門主・当時)が挨拶した。大谷派もメンバーに加わり、真宗門徒として生きることをあきらかにする機縁として、取り組む。

### 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告についての真宗大谷派の見解

(『真宗』1987年1月号)

1986年8月に出された「地対協」基本問題検討部会報告に対して多くの批判の声が挙がった。特に「糾弾」に関する批判に対し、大谷派は糾弾によって、自らの宗教性を再確認する契機を与えられたものとして見解を述べた。それは、糾弾こそが、行政や宗教者にその社会における責任を問い、主体的変革を迫る、運動の本質をあらわすものであることを明らかにしている。





### 大谷派の署名運動

(『真宗』1986年5月号)

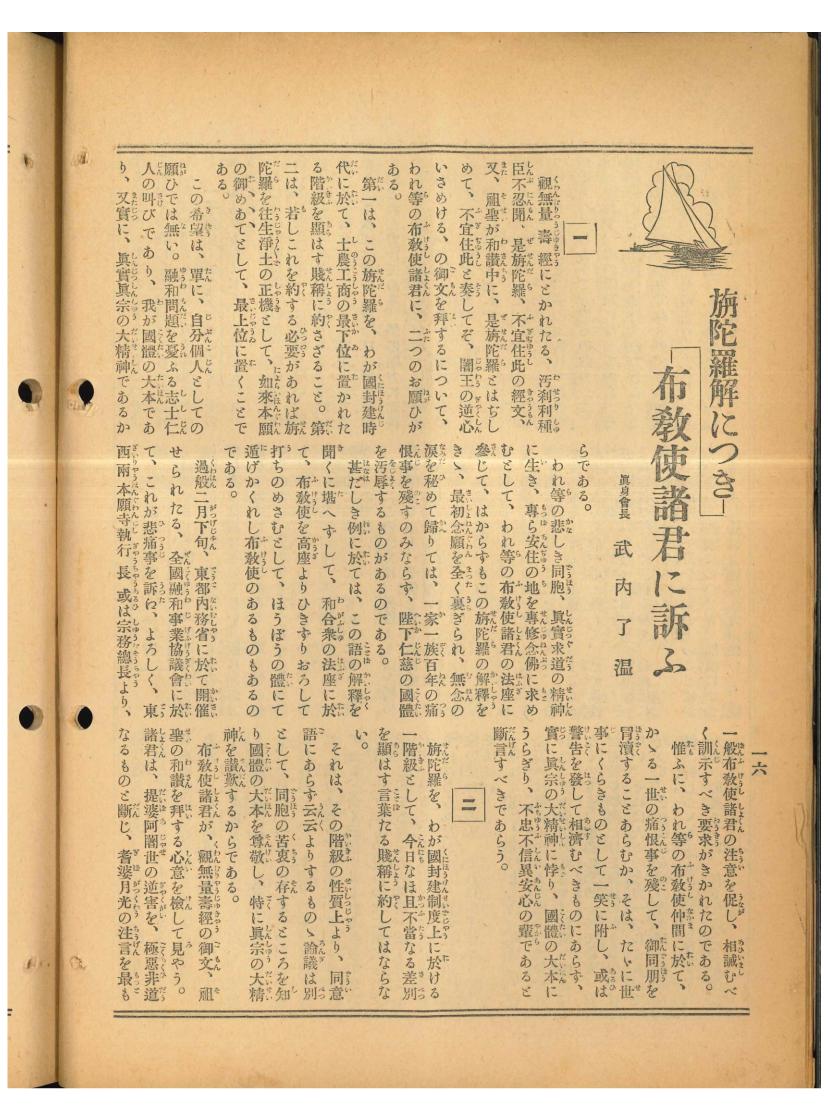
大谷派は、1986年と1991年の二期にわたり、宗門をあげて署名運動を展開した。国・民族を超え、あらゆる差別を超えた本願酬報(しゅうほう)の浄土の教えをいただく真宗門徒である私たちの、実生活のあり様を問いかえし、そこから差別なき世界を願って歩むことを基本とした運動である。



### 部落差別解消推進法の制定

2016年、「部落差別解消推進法」が成立した。宗派では、同年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」とともに啓発リーフレットを作成し、全寺院をはじめ、各種イベントでも配布し、解放運動の歩みを共にしている。

### 7. 「是旃陀羅」の課題



(「旃陀羅解につき布教使諸君に訴ふ」『真宗』1932年4月号)

### 「是旃陀羅」問題とは

「旃陀羅」とは、古代インドの身分制度において、賤民として差別されてきた人々を指した、"チャンダーラ"という言葉を音写した差別語である。

経典の中にもしばしば登場し、浄土真宗で大切にされる『仏説観無量寿経』の中でも、排除されるべき悪人として、その名が用いられている。親鸞聖人は、『浄土和讃』「観経意」等において、この語を用いられているが、「旃陀羅」の語をどのように受けとめられていたかは分かっていない。

一方で、親鸞聖人の様々な著作には、聖人在世時における被差別民衆と同じ地平に立っていたであろうと考えられるものもあり、その思想は、現在も差別の現実に苦しむ人びとにおいて、解放の地平として大切にされている。

しかしながら、教団における教学・教化の歴史をかえりみると、「旃陀羅」差別が無批判に受容され、部落差別を助長し温存させてきた。大多数が真宗門徒である被差別部落の人びとから、『観経』の「是旃陀羅 不宜住止」の教説と、教団が如何に向き合うのかが問われている。

私たちは、被差別部落の大多数が真宗門徒であるにもかかわらず、同じ宗祖の教えを聞きながら、差別・被差別の関係を生み出してきた。その教団のあり方への問いが、全国水平社創立という形で、被差別部落の人びとが自ら立ち上がらざるをえなかったのではないか。

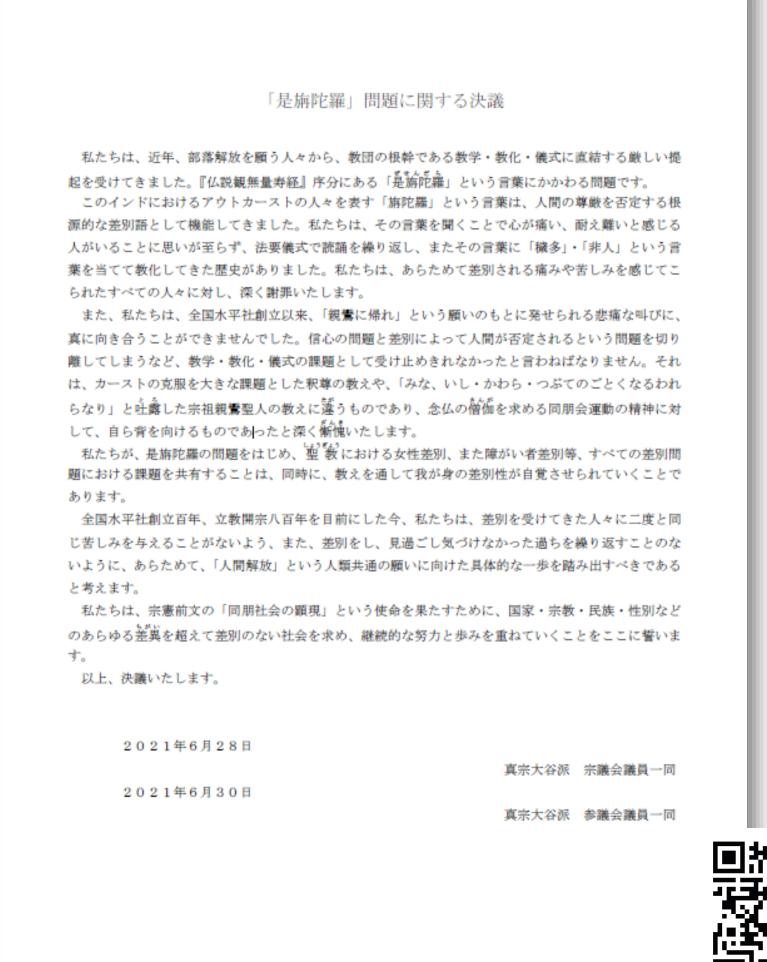
その宣言において、自らの出自をもって「誇り得る時が来た」と 名のりをあげた。それでは、私たちが親鸞聖人を宗祖とし、そ の教えのもとで「誇り得る時」はいつか。この「是旃陀羅」問題 をもって、今こそ、同朋教団としての「誇り」を回復したい。



### 部落差別問題等に関する教学委員会報告書

2016年6月(『真宗』2017年3月号掲載)

「是旃陀羅」問題のもつ課題性について議論すべく、2015年6月に「部落差別問題等に関する教学委員会」が組織された。翌年6月にまとめられた「報告書」では、「このたびの課題への取り組みは、私たち宗門の現状に対する厳しい問いかけであり、宗門に対する願いの表現として受け止め、私たちの今後の歩みをそこから開いていかなければならない」とし、「今後の積極的な討論によって、宗派の取り組みの方向性を見い出すことを目指す」としている。その後、さらなる具体的な施策の方向性と視点を検討すべく、2018年8月には「「部落差別問題等に関する教学委員会」報告書から見出される課題共有に関する教学委員会」が設置された。



### 「是旃陀羅」問題に関する決議

議論や取り組みがすすめられる中、2021年6月、宗参両議会において、「「是旃陀羅」問題に関する決議」が全会一致で可決された。この決議の中では、「是旃陀羅」にかかる教学・教化の歴史性とともに、今を生きる私たちの無批判と無関心について謝罪している。本問題を、言葉の問題ではなく、差別問題としての認識に立った表明である。



### 第3部 部落差別問題に取り組む主体の確立

1922年3月3日の全国水平社創立を契機とする部落解放運動は、部落差別を撤廃するための主体を「吾が特殊部落民」と位置づけ、部落差別の不当性を訴え、人間を尊敬することによる差別の撤廃を目指してきた。また、差別される原因を被差別部落・部落民に求める眼差しによって否定的なアイデンティティ形成を余儀なくされてきた被差別部落民に対し、誇りうるアイデンティティ形成を促してきた。そうした差別撤廃の方向性は、全国水平社創立宣言において、それまで否定的に使われてきた「エタ」や「特殊部落民」という言葉をあえて用い、「エタである事を誇り得るときが来たのだ」と謳われていることに端的にあらわれている。

1965年の同和対策審議会答申以降、部落解放運動は大きく発展し、女性・青年・高校生・子どもたちの組織化も進んでいく。その際、部落解放運動は、「差別と闘う部落民」として自らの「社会的立場」を自覚し、反差別の主体として部落解放運動に参加し、差別を生み出す社会変革の担い手となることを被差別部落の人びとに要請した。

他方で部落差別事件を起こした行政・メディア・企業・宗教団体などは、部落解放同盟による差別糾弾を受けて反省し、新たに差別を撤廃するための主体として取り組みをはじめた。また、同和教育や人権教育、社会啓発や人権啓発の実践は、部落差別の不当性を多くの人びとに気づかせ、差別をなくす責任は被差別部落外の人びとにあるという認識も広がった。

しかしながら、近年においても被差別部落の人びとを対象とする結婚差別や差別発言、差別落書き、身元調査などが少なからず生起しているほか、情報化の進展に伴ってインターネット上で被差別部落へのマイナスイメージの流布、差別扇動、身元暴きなどが生じている。また、「寝た子を起こすな」論と呼ばれる部落差別問題には触れない方が良いといった、問題を「不可視化」「無化」する意識も払拭できておらず、部落解放運動が目指してきた、被差別部落出身者が安心して自らの立場を明らかにできる社会の実現には至っていない。

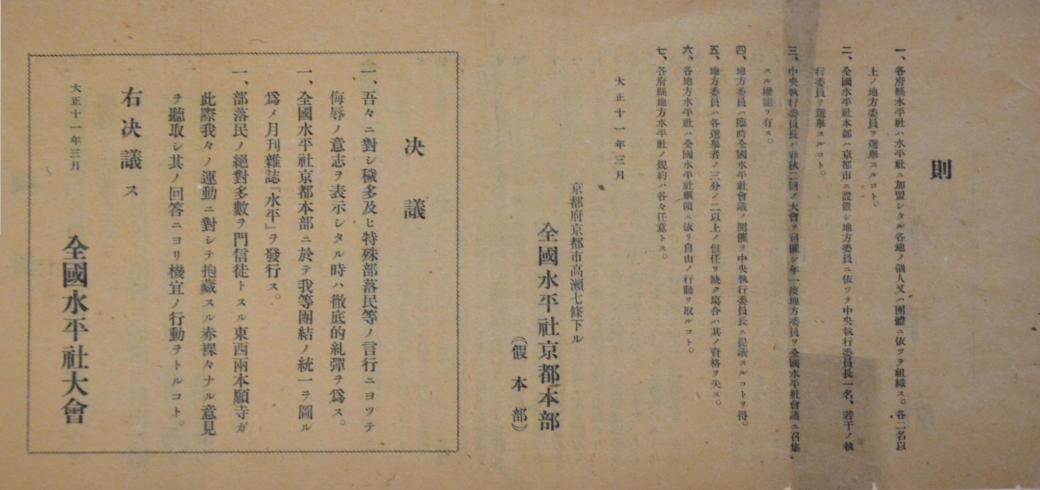
### 1. 部落差別を撤廃する主体としての被差別部落民

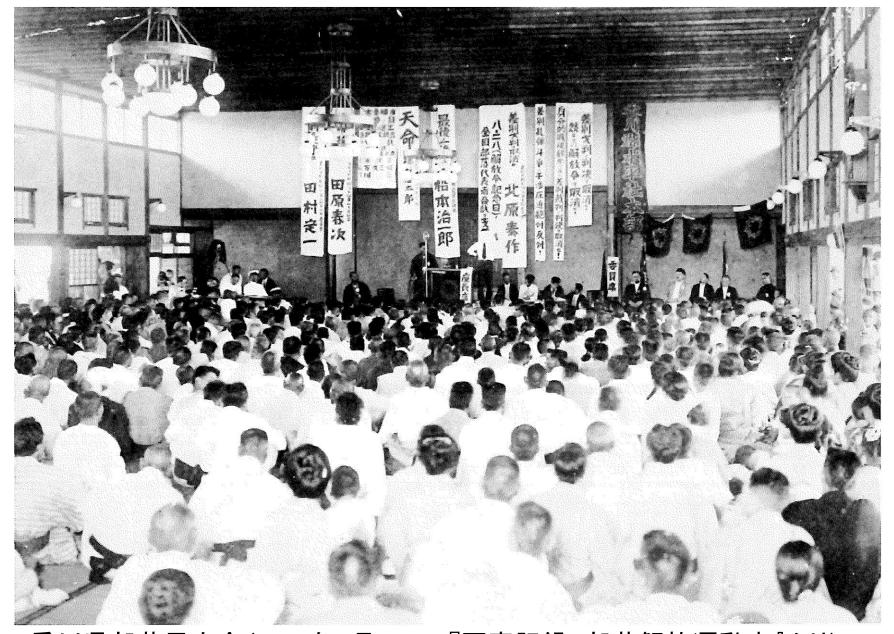
水平運動・部落解放運動の告発を受けて表面化した部落差別事件 を契機として、多くの被差別部落出身者が、部落差別の不当性に 気づき、差別を撤廃するための主体として立ち上がっていった。

### 全国水平社創立宣言〈1922〉

(柳原銀行記念資料館蔵)

1922年3月3日、京都市公会堂での全国水平社創立大会において、創立宣言が読み上げられた。創立宣言は日本で最初の人権宣言とも言われ、部落差別を撤廃するための主体を「吾が特殊部落民」と位置づけるとともに、人間を尊敬することによる差別撤廃の方向性を示した。





香川県部落民大会(1933年8月26日、『写真記録 部落解放運動史』より)

### 高松結婚差別裁判糾弾闘争〈1932~33〉

香川県高松市の被差別部落出身者が、部落出身であることを告げずに結婚したことを結婚誘拐罪に問おうとした裁判に対する、全国水平社による差別糾弾闘争。部落差別の中でも最も深刻な結婚をめぐっての差別事件であったために関心も高く、全国的に運動が広がった。

### 狭山差別裁判糾弾闘争〈1963〉

1963年5月に埼玉県狭山市で発生した女子高校生殺害事件。被差別部落の青年、石川一雄さんが、被差別部落に対する偏見にもとづく見込み捜査によって犯人にデッチ上げられ、有罪が確定した冤罪事件であり、再審請求が続いている。非識字状況にあった石川さんの生い立ちは、多くの被差別部落出身者の共感と部落差別への怒りを呼んだ。



狭山差別裁判糾弾中央決起集会(1977年8月23日、写真提供:解放新聞社)



### 『部落地名総鑑』差別事件糾弾闘争〈1975〉

1975年11月に発覚した『部落地名総鑑』の販売と購入企業に対する糾弾闘争。『地名総鑑』には、全国の5300を超す被差別部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載されており、被差別部落出身者に対する就職差別に利用されていた。

『部落地名総鑑』差別事件糾弾国民決起集会(1977年4月12日、写真提供:解放新聞社)

### 2. 女性・青年・子どもたちの立ち上がり

部落解放同盟は、各地の被差別部落出身者をつなぐ全国レベルでの各種の交流集会を、その創設以来ほぼ毎年開催してきた。全国各地での先進的な実践を学ぶとともに、集会での全国の仲間との交流を通じて参加者は勇気づけられ、各地の被差別部落での部落解放運動の実践につながっていった。



### 部落解放第1回全国婦人集会〈1956〉

(『写真記録 部落解放運動史』より) 1956年から始まった、部落解放同盟中央本部主催に よる被差別部落女性の全国交流集会。第38回集会から「女性集会」の名称に変更した。差別と貧困による 生活破壊を経験してきた女性たちが、解放への願いと 要求の実現をめざして交流を重ねてきた。2022年に は第65回集会が開催された。

### 第1回部落解放奨学生全国集会〈1969〉

(『写真記録 部落解放運動史』より)

1956年から始まった、部落解放同盟中央本部主催による部落解放奨学生の交流集会。第30回集会から部落解放全国高校生集会に改称した。2014年からは、それまで1957年から被差別部落の青年の交流の場として部落解放への共通課題が討議されてきた全国青年集会と合同で開催され、2022年には第54回集会が開催された。被差別部落出身の高校生たちが、部落解放運動の先達から教育の大切さを学ぶ重要な機会となっている。





### 第1回全国子ども会集会(1979)

(写真提供:解放新聞社大阪支局)

各部落解放同盟支部単位で部落解放子ども会が組織されてきたが、1964年に京都で部落解放第1回全国子ども集会が開催された。以降、単発的に集会が開催されていたが、1979年に部落解放同盟中央本部の主催による部落解放第1回全国子ども会集会が再び開催され、以降、隔年開催となった。

### 3. 差別する側の反省と新たな主体

部落差別事件を起こした行政・メディア・企業・宗教団体などは、部落解放同盟による差別糾弾を受けて反省し、部落差別を撤廃するための業界団体を結成するなど、新たな主体として取り組みはじめた。



### 『部落地名総鑑』購入全企業中央糾弾会〈1977〉

(写真提供:解放新聞社大阪支局) 1975年11月に発覚した『部落地名総鑑』購入を反省した企業が中心に なって大阪同和問題企業連絡会(1978年結成)や東京同和問題企業連 絡会(1979年結成、1990年に東京人権啓発企業連絡会に改称)など、 全国の都府県に同和問題企業連絡会が結成され、部落差別撤廃に向 けた取り組みが実施されている。

### 世界宗教者平和会議差別発言事件確認糾弾会〈1981〉

(写真提供:解放新聞社)

1979年8月、アメリカ合衆国ニュージャージー州プリンストンにおける第3回世界宗教者平和会議において、全日本仏教会の理事長を務める町田宗夫・曹洞宗宗務総長(いずれも当時)が同会議人権部会の席上で「日本に部落差別はない」とし、「部落解放を理由に何か騒ごうとしている者がいる」だけで、「政府も自治体もだれも差別はしていない」と発言した差別事件。差別に対する糾弾を通して、差別事件を起こした当事者や宗教界が反省し、部落解放運動に積極的にかかわるようになった。





### 『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議結成 〈1981〉

(写真提供:解放新聞社)

1981年3月17日、『同和問題』に取り組む全国宗教者結集集会が東京で開かれた。この集会を発展させ、6月29日、真宗大谷派宗務所議場で結成総会が開かれた。「深き反省のうえに、教えの根源にたちかえり、『同和問題』解決へのとりくみなくしては、もはや日本における宗教者たりえない」との基本精神と決意のもとに55教団、3連合体の参加によって発足した。

### 4. 同和教育・人権教育の展開と反差別・人権意識の広がり

戦後から各地で被差別部落の子どもたちと向きあう同和教育が展開されてきたが、部落解放運動の高揚や同和対策事業特別措置法の制定 など制度的な後押しもあって、学校での同和教育・解放教育、さらには文字を奪われてきた人々への識字学級などの社会教育活動が進展 した。



第11回全国同和教育研究大会(1959年11月、『写真記録 部落解放運動史』より)

### 全国同和教育研究協議会結成〈1953〉

被差別部落を解放する教育内容を創造するため、同和教育の研究と実践を目的として1953年5月6日に結成された全国的研究組織。学校教育関係者および社会教育関係者によって、都府県ごとに設立された同和教育研究団体で構成されている。2009年に全国人権教育研究協議会と改称された。



「人権教育・啓発推進のための法律」実現全国集会 (2000年10月6日、写真提供:解放新聞社)

### 人権教育・啓発推進法〈2000〉

2000年に制定された法律。国は、人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされた。2002年には「人権教育・啓発基本計画」が策定され、部落差別(同和問題)は人権教育・啓発の主要課題のひとつとして位置づけられた。



### 解放教育

差別と抑圧に向きあい、それからの人間の解放をめざす教育の総称。被差別の当事者を直接の担い手とし、部落差別などの差別からの解放を主目的とする反差別の教育運動を指す。部落解放教育運動から発展して、1970年代に用語として一般化した。



### 部落差別解消推進法〈2016〉

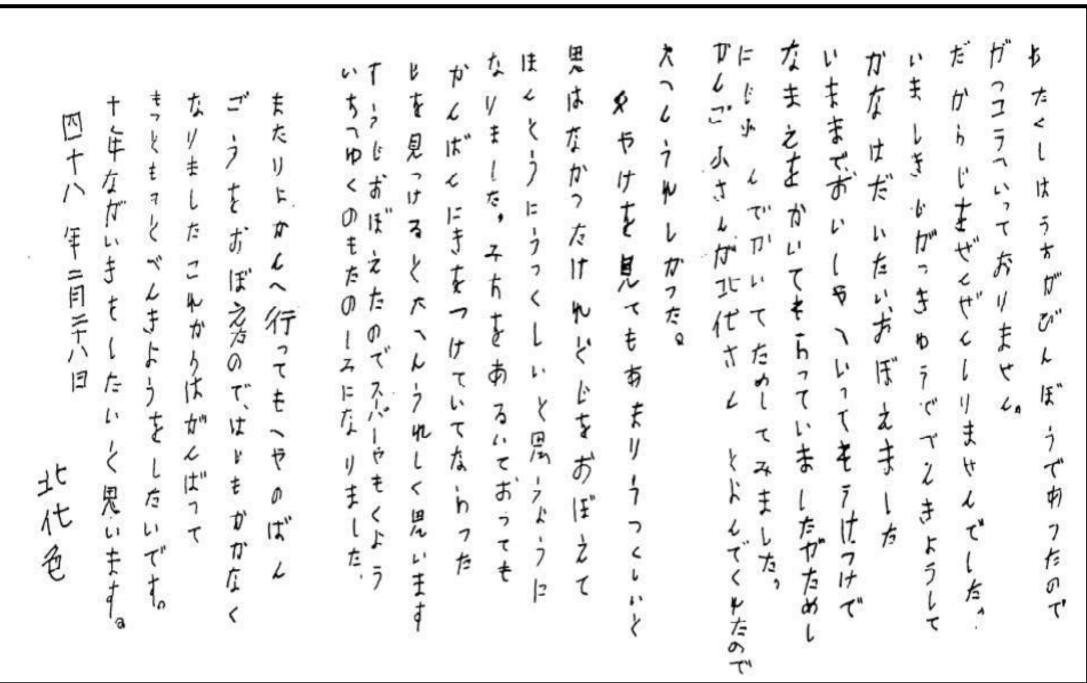
(『解放新聞』2016年12月9日)

情報化社会の進展にともない、インターネット上における被差別部落・部落出身者の身元暴きや、被差別部落に対する偏見情報の広がりなどに対応するため、2016年12月に制定・施行された。部落差別に対する相談活動の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態調査の実施を国に義務づけた。

### 5. 部落の文化活動・文化の発信

被差別部落の伝承文化は、1970〜80年代以降に被差別であるというネガティブな存在だけではなく、ポジティブな側面を持つ存在として 掘り起こされてきた。これらに着目することで、ポジティブな表象としての「部落」ないしは「部落の文化」が創造されてきた。





### 識字運動

部落差別によって被差別部落の子どもたちが長欠・不就学状況を強いられた結果、かつて非識みに集かられた結果、かって非識を関いた。こうした「差別によって等別に大字を第一次を変して、1960年代頃から各地で識字のでは、自らの生きが関いません。 対開設された文字をがは、単に文字を表別の生き方を通じて、差別の生き方を振り返った。 性に気づき、人間らしい生き方を取り戻す営みとなった。



### 部落解放文学賞

(第1回部落解放文学賞授賞式/写真提供:解放新聞社) 1974年に創設された文学賞。差別を見据えた文学の深化と広がり、さらには部落解放の文化活動の発展を目的とする。識字・記録文学・小説・詩・児童文学・戯曲・評論の7部門からなり、2022年に第48回を数えた。



### たたかいの祭り

(部落解放同盟中央本部)

部落解放同盟中央本部の主催による部落解放全国文化祭。文化活動の前進が部落解放運動の重要課題と位置付けられたことにより、被差別部落の伝統芸能の紹介など、文化創造の交流の場として1978年にスタートした。第1回は「文化が運動を創る」をテーマに、大阪市の部落解放センターなどにおいて開催され、以降、不定期に開催されてきた。





「部落の文化」を表象する場として各地に博物館、資料館がある。柳原銀行記念資料館は、京都市崇仁地区に1899年に設立された銀行の建物をまちづくりのシンボルとして保存する運動が盛り上がり、地域の歴史、文化、生活等に触れる展示を通じて、人権意識の普及・高揚を図る啓発施設として1997年に開館した。

京都市人権資料展示施設ツラッティ千本は、部落差別問題をはじめ広く人権問題を学習する場として1994年に開設し、地域の歴史やこれまでの 取り組み、住民主体のまちづくりの様子などを紹介している。

### 6. 若い世代の活躍

部落解放運動や同和教育・解放教育は、被差別部落の子どもたちに誇りうるアイデンティティ形成を促してきた。また、差別をなくす責任は被差別部落外の人びとにあるという認識の広がりもあって、被差別部落にルーツをもつ若者たちが自らのルーツを語るなど、部落差別問題と向きあいつつ各地で活躍している。



### 「部落問題と向きあう若者たち」

雑誌『部落解放』で不定期連載されている特集。部落差別問題と向きあう一人ひとりの「人の魅力という可能性」から、その現状に迫る試みである。部落差別問題と向きあっている若者たちの生き方に焦点をあてたインタビュー記録。



### 「"部落"ってナニ?」

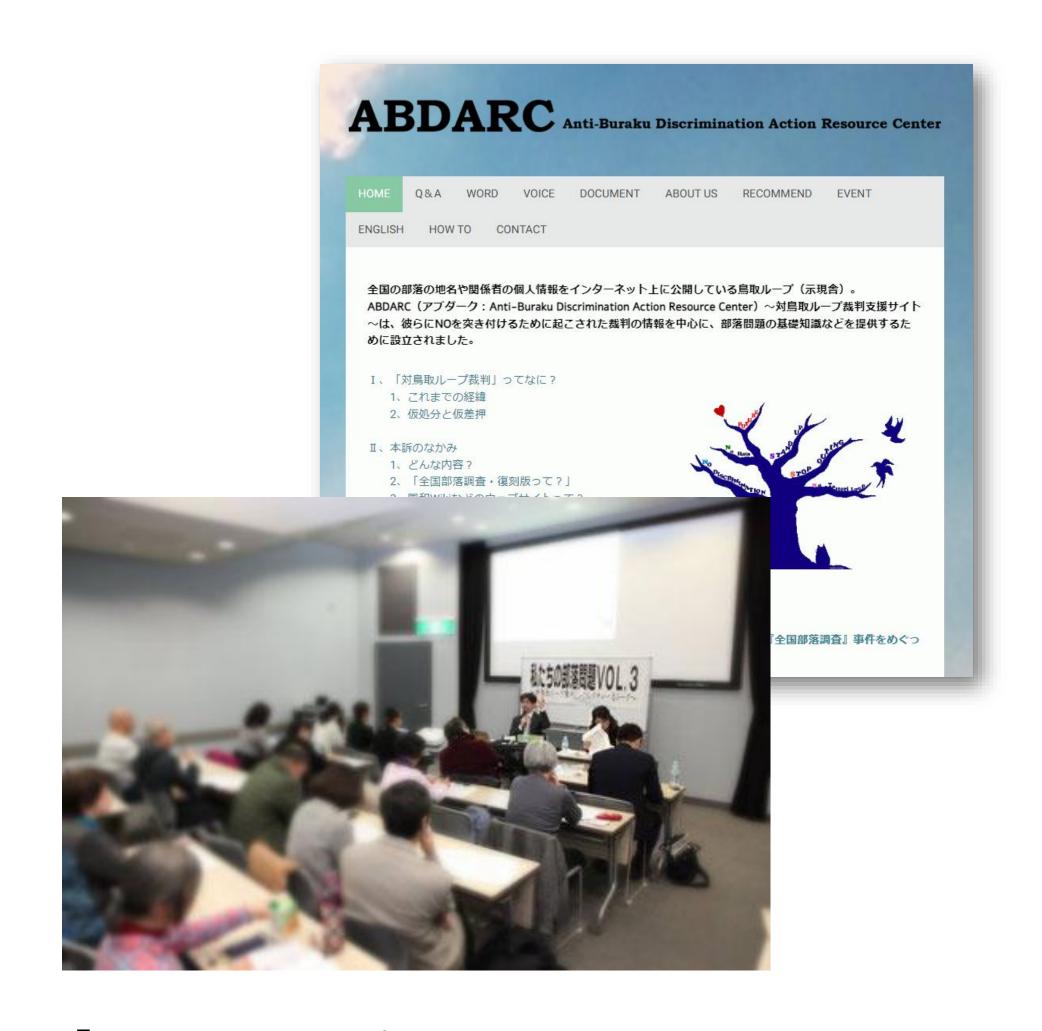
(AbemaTV「Wの悲喜劇」)

AbemaTV「Wの悲喜劇」という番組で、「"部落"ってナニ?」(2018年11月24日)と題する、被差別部落出身の若い世代の女性が部落差別問題の現実について語ったトーク番組が放送された。2022年1月8日に第2弾「部落ってナニ?Part2」が放送された。



### 「BURAKU HERITAGE」の活動

2011年に開設された「わたし」から始まる「部落」の情報発信ウェブサイト。「部落」に関わる様々な立場のメンバーが、部落差別「問題」に限らず、人、文化、仕事など、被差別部落に関係する様々な物事の情報発信を目的として運営している。



### 「ABDARC」の活動

ABDARC(アブダーク: Anti-Buraku Discrimination Action Resource Center)は、全国の被差別部落の地名や関係者の個人情報をインターネット上に公開している鳥取ループ(示現舎)に対する裁判を支援するウェブサイト。裁判の情報を中心に、部落差別問題の基礎知識などを提供するために設立された。

### 7. 部落差別の現在

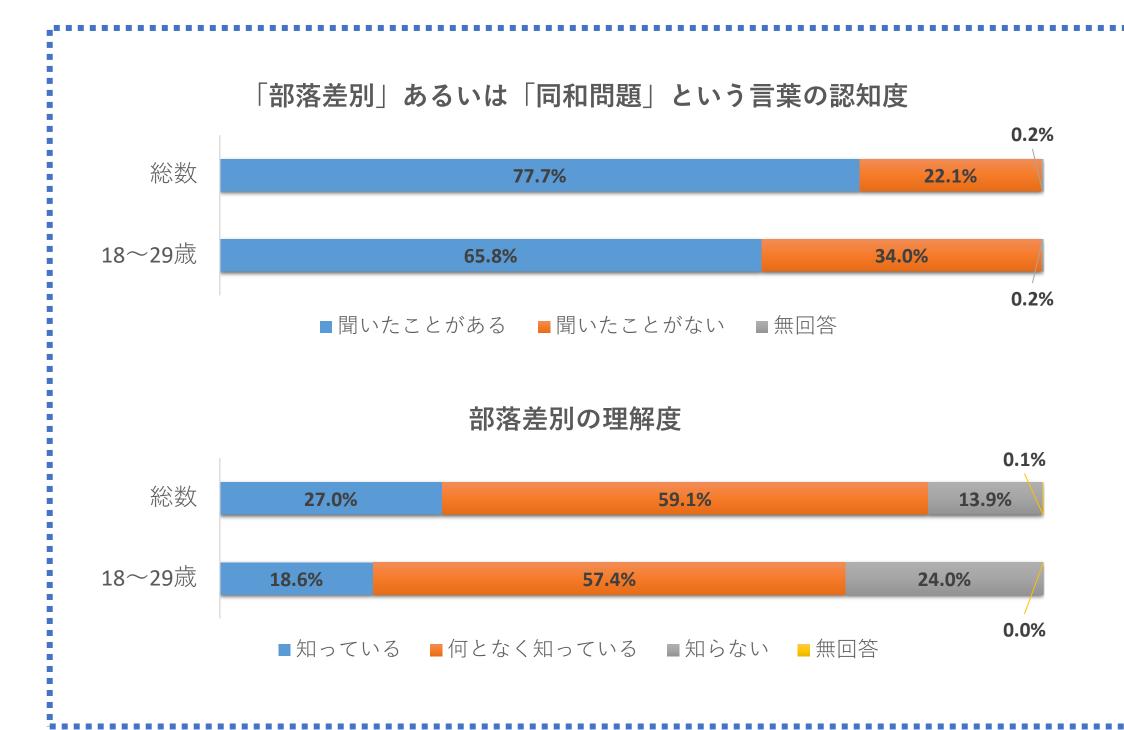
近年の部落差別に関する大きな課題として、①被差別部落に対するマイナスイメージがインターネット上で拡散していること、②情報化社会が進展するなかで、被差別部落の出身者や場所などが暴かれていること、③部落差別問題について「知らない」「認識がない」若者たちが全国的に増えていることなどがあげられる。部落差別を差別として認識するための学習の推進と、部落差別の撤廃が改めて求められている。

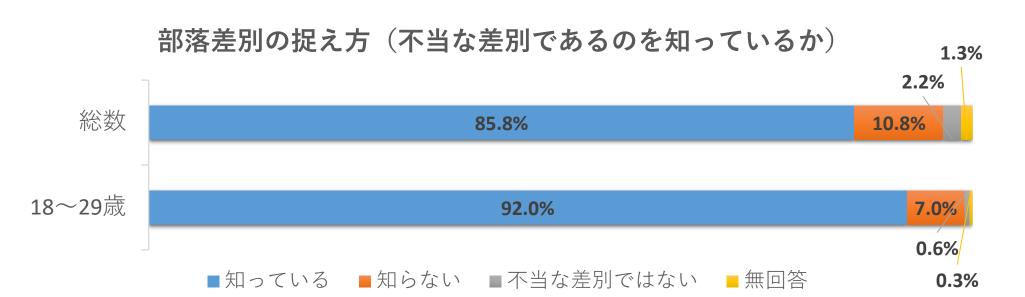


### 『全国部落調查・復刻版』出版事件裁判地裁判決〈2021〉

(写真提供:解放新聞社)

全国の被差別部落の所在地や関係者の個人情報などをインターネット上に掲載してきた鳥取ループ(示現舎)が、2016年に全国の被差別部落の地名を掲載した書籍『全国部落調査・復刻版』を出版しようとしたことをきっかけに、部落解放同盟や個人が出版の差し止めやウェブ掲載の削除などを求めて起こした裁判。東京地裁は差し止めやウェブからの削除を認めたが、高裁で係争中。





(法務省人権擁護局、2020『部落差別の実態に係る調査結果報告書』から)

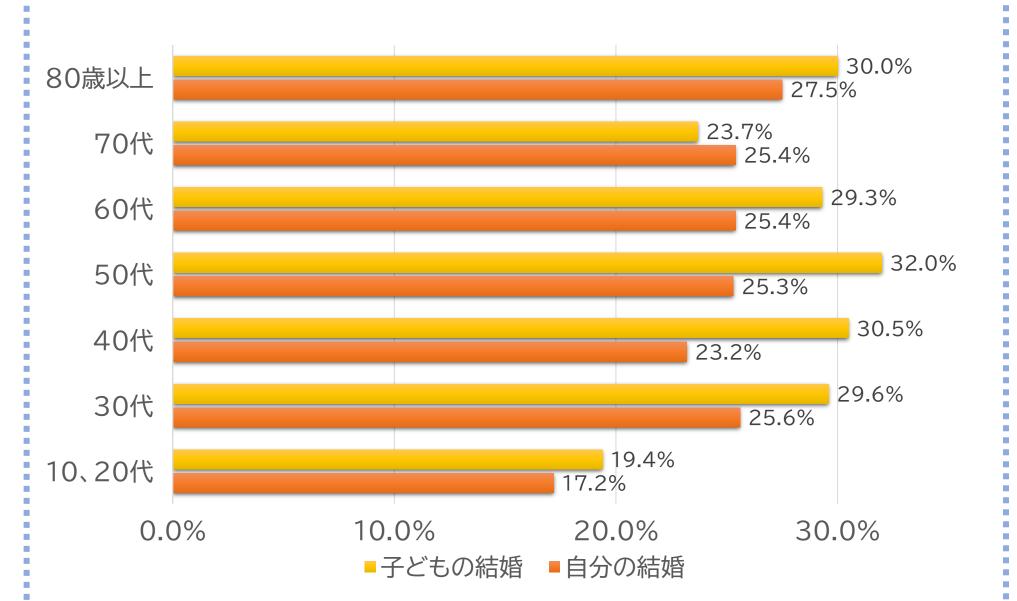
部落差別解消推進法の成立を受けて実施された『部落差別の実態にかかる調査結果報告書』の国民に対する意識調査結果によれば、認知度×理解度×捉え方から算出される「部落差別が不当な差別であるのを知っている」割合は57.3%だが、18~29歳の最若年層ではその割合は46.0%となり、過半数を切っている。若年層への部落差別問題の学習は大きな課題である。

### 結婚忌避 意識調査結果

(京都市,2019『人権に関する市民意識調査報告書』から)

「結婚相手を考える際に、

同和地区出身者かどうかが気になる(なった)」《世代別》



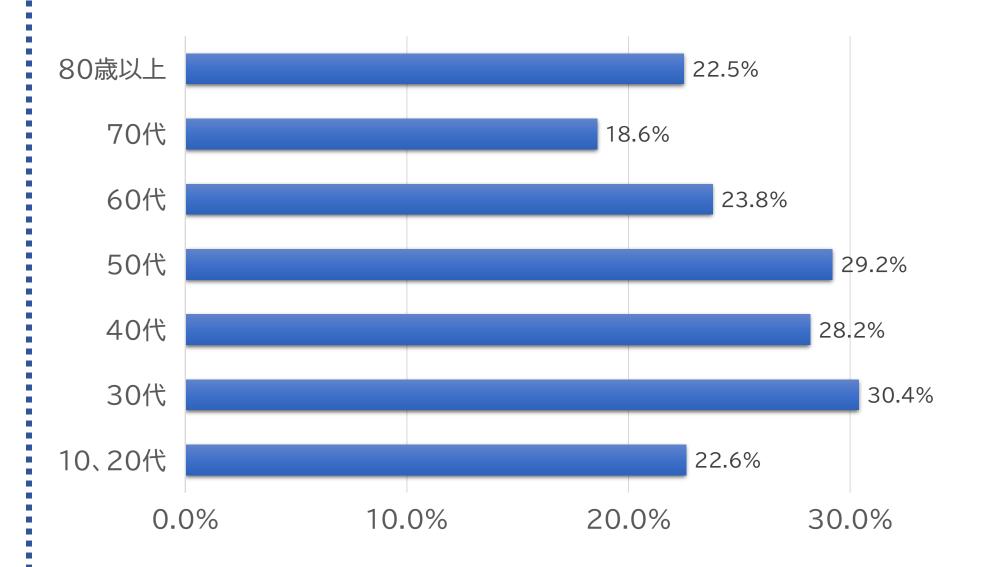
結婚差別は部落差別の中でも、最も深刻な課題とされてきた。全国での各種意識調査結果を見ると、高齢者ほど忌避的態度をとり、若年層ほど忌避しない傾向があるが、京都市では最若年層は低いものの、それ以外は一定以上の割合で忌避的態度がみられる。結婚差別が生じる土壌はいまだあり、表面化する結婚差別は氷山の一角であると言わざるを得ない。

### 居住忌避 意識調査結果

(京都市,2019『人権に関する市民意識調査報告書』から)

「住宅を選ぶ際に、

近くに同和地区があるかどうかが気になる」《世代別》



部落差別は、身分(人)に対する差別であったが、近年は「部落」は「こわい」「治安が悪い」といったマイナスイメージもあって、「部落」という場所への差別の側面が強まっている。京都市においては30~50歳代で忌避する割合が高い。

## 部落解放運動と真宗大谷派《年表》

	段階区分の							差別	は野	がして	с. t.		第1月 当た		<b>「の【</b> ?	社会	的容	認力	<b>:</b> 態】						
	時解 期放 区運 分動 進 展 の														第1期 糾弾闘争主導の時代										
部落差別問		1868	1 8 7 1	\$ 1 1 8 8 7 7 1 7	\$ 1 1 8 8 7 8 4 9	1 8 8 9		1900 前後	1 9 1 0		1 9 1 4	1 9 1 8	1 9 2 0 \$		1 9 2 2		1925		1933		1 9 3 6	1 9 3 7	1 9 4 1		1 9 4 2
問題と解放運動	主な出来事	明治維新	太政官布告(解放令・賤民廃止令)発布	解放令」反対一揆(1)  府県21回)発生	自由民権運動に多数の被差別部落民が参加	大日本帝国憲法発布		「備作平民会」等各地で部落改善団体が活動	日韓併合、「大逆事件」		帝国公道会設立	<b>米騒動</b>	奈良「燕会」、大阪「一誠会」等自主団体が活動		全国水平社創立		中央融和事業協会設立		立高松結婚差別裁判糾弾闘争と「部落委員会活動」の確		「融和事業完成10カ年計画」の開始	日中戦争	同和奉公会設立	太平洋戦争	水平社、法的消滅
真宗大谷派	部落差別問題に関わる事象と取り組み								高木顕明、「余が社会主義」を起草	に減刑)大谷派は同日付で擯斥処分高木顕明、「大逆罪」により死刑判決(翌日に無期懲役		特殊布教協議大会開催	武内了温、大谷派教学部出仕として招聘	社会課設置	全国水平社から募財拒否の決議通告	地方改善協議会開催	真身会設立	富山別院における布教使差別事件		熊本布教使差別事件	る教団の姿勢を指摘全国水平社から東西両本願寺に対し、部落差別に対す		全国水平社と東西両本願寺の懇談		
派と解放運動	その他の出来事		鵜飼啓潭、蓑輪対岳、教誨を始める			清澤満之ら、教界時言社を設立	巣鴨監獄教誨師事件	大草恵実、「無料宿泊所」を開設	日露戦争	を開催し、大谷派慈善協会が発足と大遠忌記念事業「感化救済事業講演会	髙木顕明、秋田監獄で縊死			社会事業講習会開催					<b>吴</b>		<b>y</b>				
			1 8 7 2			1896	1 8 9 8	1 9 0 1	1 9 0 4	1 9 1 1	1 9 1 4	1 9 1 8	1 9 2 0	1 9 2 1	1922		1926	1 9 3 0	1 93 1	1 9 3 4	1935		1940		

	段階区分の			差	別(	は評			いカ					うが	ない						差別	は許	Fされ		3段 【社		勺指	弾丬	犬態	]			
	時期区分解放運動進展の															行政		主		時代													
部落差別問題		1945	1 9 4 6			1 9 4 8	1950	1951		1 9 5 2			1955	1 9 6 0		\$ 1 9 9 6 1 3	1 9 6 3	1 9 6 5	1968	1 9 6 9							1 9 7 5				1 9 8 1	1985	1986
問題と解放運動	主な出来事	敗戦	厚生省「同和事業に関する件」の通達	部落解放全国委員会の結成。武内了温が顧問に就任-	日本国憲法発布	国連が「世界人権宣言」採択	部落解放国策樹立運動の展開	朝鮮戦争勃発	京都オール・ロマンス事件	和歌山西川県議差別発言	広島吉和中学差別事件糾弾闘争の教訓		部落解放同盟への改称	日米安全保障条約改定	同和対策審議会設置法制定	義務教育教科書無償化闘争	狭山事件発生		「明治100年の差別を問う」壬申戸籍差別糾弾闘争	同和対策事業特別措置法制定							部落地名総鑑差別事件糾弾闘争				北九州土地疑惑事件発覚	「部落解放基本法」制定要求国民運動の開始	反動的「地対協路線」の開始
真宗大谷派	部落差別問題に関わる事象と取り組み			し、前段となる全国部落代表者会議では議長を務める。							真身会解散	大谷派同和会発足							難波別院輪番差別事件	部落解放同盟中央本部による糾弾会	後、強制解散 真宗大谷派同和対策協議会設置大谷派同和会を真宗大谷派同和委員会に改称 その	真宗同和問題研究会結成	[中道] 誌差別事件 曽我量深、自己批判書を提出	同和部設置	教区同和協議会設置	全寺院に過去帳閲覧禁止の帯封を送付	真宗大谷派同和関係寺院協議会発足	同和部を廃し、同和推進本部発足	狭山裁判決定に対する大谷派声明を発表	『仏の名のもとに』発刊		差別法名「釈尼旃陀」発見 調査を開始	「部落解放基本法」制定要求第一期署名運動開始
真宗大谷派と解放運動	その他の出来事												宗門白書「宗門各位に告ぐ」発表		宗祖親鸞聖人七〇〇回御遠忌法要	テキストとして「現代の聖典」発刊同朋会運動始まる				開申事件								大師堂爆破事件					
				1946							1953	1954	1956		1961	1 9 6 2			1967	1969	1 9 7 0			1 9 7 1	1 9 7 2	1 9 7 3	1 9 7 4	1 9 7 7		1 9 7 8	1 9 8 1	1983	1986

	段階区分の							差	別は	許さ		3段 【社	階 会的指	<b>手弾</b> 丬	犬態	]						
	時期区分解放運動進展の									共同		有3其	身の時	代								
部落差別問題		1988		1 9 8 9	1 9 9 1			1 9 9 2	1993			1 9 9 4	1995		1 9 9 6						2000	2001
問題と解放運動	主な出来事	反差別国際運動 (IMADAR) の結成		昭和天皇死去	ソビエト連邦崩壊と東西冷戦の終焉	55年政治体制の崩壊と連立政権時代の到来	同和問題の現状を考える連絡会の結成	運動水平社創立8年記念で、映画「橋のない川」制作・上映	全国部落出身議員連絡会結成	反差別国際運動の国連NGO登録承認	研究所「日本の人権政策に関する提言」公表	石川一雄さん仮出獄	ジェクト」中間意見村山連立政権「与党・人権と差別問題に関するプロ	阪神淡路大震災	地対協意見具申(最終)	人権擁護施策推進法成立	上杉佐一郎部落解放同盟中央執行委員長死去				人権教育•啓発推進法成立	反人種主義•差別撤廃世界会議
真宗大谷派	部落差別問題に関わる事象と取り組み	全推協叢書『同朋社会の顕現』差別事件	是旃陀羅について」を付記推進員養成講座開設 現代の聖典』第2版に「解説	真宗大谷派糾弾会(全2回)	「部落解放基本法」制定要求第二期署名運動開始	寺院教会条例改正 寺格条例廃止	富山県 『御消息』差別記載・塗布問題					パネル展「部落の人々と真宗―その信仰―」開催			髙木顕明の住職差免・擯斥処分を取り消す						寺) 宗派主催で、遠松忌法要厳修(和歌山県新宮市浄泉	
「派と解放運動	その他の出来事					制限付きで女性住職就任の道が開かれ							を開催(以後、宗派として協力)野宿生活者支援のためのもちつき大会	不戦決議	パンセン病問題に関する懇談会」発足	要望書を提出	セン病に	寺院教会条例改正 女性住職の実現	女性室設置	会開催(以降、現在まで全11回)真宗大谷派全国ハンセン病療養所交流集		
		1 9 8 7	1 9 8 8	1989	1991		1992					1994	1995		1996					1 9 9 7 \$	N000~	

	段階区分の		Ž	差別は	顔が見	見えず		4段階湿巧妙		社会	的混	!沌∜	:態】						第5段階 新たな状態
	時期区分解放運動進展の							共同		第3其		時代							第4期 水平的社会連帯・ 地域共生社会推進の時代
部落差別問題		2002		\$ 2 2 0 0 0 2 3	2 0 0 3	2 0 0 6		2 0 0 7	2009	2 0 1 1			2 0 1 2		2 0 1 6	2 0 1 8	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2
記題と解放運動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	主な出来事	「特措法」失効	部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会に改称	小泉政権における「人権擁護法案」廃案	政策を提起第6回全国大会で「人権のまちづくり」運動等の人権	する提言」公表人権市民会議結成「日本における人権の法制度に関	大阪飛鳥会問題等、一連の同盟不祥事発覚	本部に手交提言委員会より「部落解放運動への提言」を同盟中央	民主党鳩山連立政権発足	野田政権の「人権委員会設置法案」廃案	第8回全国大会で「新綱領」を決定	東日本大震災	全国水平社創立9周年記念集会		「部落差別解消推進法」制定	法務省依命通知	「法六条調査」報告書	示現舎・鳥取ループ裁判東京地裁判決	全国水平社創立100年記念集会
真宗大谷派	部落差別問題に関わる事象と取り組み												起。「観経」「是旃陀羅」の差別性について提広島県連より「観経」「是旃陀羅」の差別性について提	報告書を提出)「部落差別問題等に関する教学委員会」を組織(翌年、		報告書を提示)出される課題共有に関する教学委員会が設置(翌年、出される課題共有に関する教学委員会」報告書から見「部落差別問題等に関する教学委員会」報告書から見		「是旃陀羅」問題に関する決議が全会一致で可決	
派と解放運動	その他の出来事									宗祖親鸞聖人七五〇回忌御遠忌法要									立教開宗800年慶讃法要
										2 0 1 1			2 0 1 3	2 0 1 5		2 0 1 8		2 0 2 1	2 0 2 3